

第2次滑川市生涯いきいき

食

育

推進計画

～食からの心とからだの健康づくり～



滑 川 市

はじめに



「食育」は生きる上での基本であり、食育基本法では教育の三本の柱である知育・徳育・体育を支える基礎となるべきものとして位置付けられています。

また、「食」は、私たち人間が生きていくために欠かすことのできない命の源です。

しかしながら、食を取り巻く環境は、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、栄養の偏りや不規則な食事が増加し、生活習慣病の増加や過度の痩身志向など様々な問題が存在しています。

このような中、市では平成23年6月に策定した「第1次滑川市生涯いきいき食育推進計画」に基づき、「《食》は生きる根源・生きる力を身につける食育推進」を基本理念に、食育の中でも特に、乳幼児期、小学校低学年での指導に力を入れ、正しい食習慣が身につくようにし、小学校・中学校で継続した食育全体を学ぶ体制づくりを推進してまいりました。

その結果、子どもたちの朝食欠食率及び学校給食残食率の低下や学校給食における地場産食材使用率の向上などの成果が得られました。

このたび、第1次計画期間の終了に伴い、第1次計画の取り組みを評価・検証するとともに、さらに市民に食育が浸透し、具体的な実践につながるよう、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする「第2次滑川市生涯いきいき食育推進計画」を策定いたしました。第1次計画の基本理念を引き継ぎ、食育を通じて『元気な子どもの育成』『健康で長生きできる人生』『地域の活性化』の3つを推進目標に掲げ、これまで効果のあった取組内容を継続して充実させるとともに、新たに生活習慣病の予防や食育を通じた健康状態の改善＝「大人の食育」の充実を目指します。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただきました滑川市食育推進会議の皆様、各団体をはじめ、パブリックコメントを通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様やご尽力いただきました多くの方々に心よりお礼を申し上げます。

平成28年6月

滑川市長 上田 昌孝

目次

第1章 食育推進計画の概要

- | | | | |
|---|---------------|----|---|
| 1 | 第1次計画の事業成果と課題 | .. | 1 |
| 2 | 計画策定の背景と趣旨 | .. | 5 |
| 3 | 基本理念と推進目標 | .. | 6 |
| 4 | 計画の位置付け | .. | 7 |
| 5 | 計画の期間 | .. | 7 |
| 6 | 計画の策定体制 | .. | 8 |

第2章 食をめぐる現状と課題

- | | | | |
|---|--------------------------|----|----|
| 1 | 食に関する現状 | .. | 9 |
| 2 | 市のライフステージ別の食生活等における現状と課題 | .. | 10 |
| 3 | 各食育推進関係部署における現状と課題 | .. | 19 |

第3章 計画の基本的な考え方と方向性

- | | | | |
|---|-----------------------|----|----|
| 1 | 食育キーワード「なめりかわ」と市民行動目標 | .. | 28 |
| 2 | 計画の体系図 | .. | 32 |
| 3 | 食育施策の総合的な取り組み | .. | 33 |
| 4 | 施策の基本方針と主な取り組み | .. | 36 |
| 5 | 食育推進関係者の役割 | .. | 44 |
| 6 | 施策を推進するための指標 | .. | 46 |

第4章 生涯を通じた食育推進の取り組み

- | | | | |
|---|---------------|----|----|
| 1 | ライフステージ別の食育推進 | .. | 48 |
| 2 | 食の安全・安心 | .. | 67 |

第5章 計画の推進方法

- | | | | |
|--|------------|----|----|
| | 計画の進行管理・評価 | .. | 69 |
|--|------------|----|----|

第1章 食育推進計画の概要

1 第1次計画の事業成果と課題

平成23年6月に滑川市生涯いきいき食育推進計画を策定し「元気な子どもの育成（早寝・早起き・朝ごはん）」「健康で長生きできる人生（食生活の改善）」「地域の活性化（地産地消の推進）」の3つの推進目標を定め、その実現に向けて取り組む指標を掲げて活発に食育推進事業を展開してまいりました。

その結果、各推進目標の成果と未達成項目は以下のとおりとなっています。

【 目標達成…☆、好転傾向…★、成果不十分…× で標記 】

(1) 「元気な子どもの育成（早寝早起き朝ごはん）」

- ★ 朝食を欠食する子どもの割合や学校給食の残食率が低下傾向である。
- ☆ 栄養教諭の食育指導時間は大きく増加し、目標を達成できた。
- ☆ 保育所、幼稚園等での食育教室及び小学生を対象にした料理教室の開催回数、参加者数ともに目標を達成できた。

(2) 「健康で長生きできる人生（食生活の改善）」

- ★ 食育に関心がある人及び食育実践していると思う人の増加については、青年期・壮年期においては目標を達成できた。
- ☆ 幼少期の食育推進の担い手となる人材育成（食育サポーター）は目標を達成できた。
- × メタボリックシンドロームの該当者割合は減少しているものの目標達成には至らなかった。

(3) 「地域の活性化（地産地消の推進）」

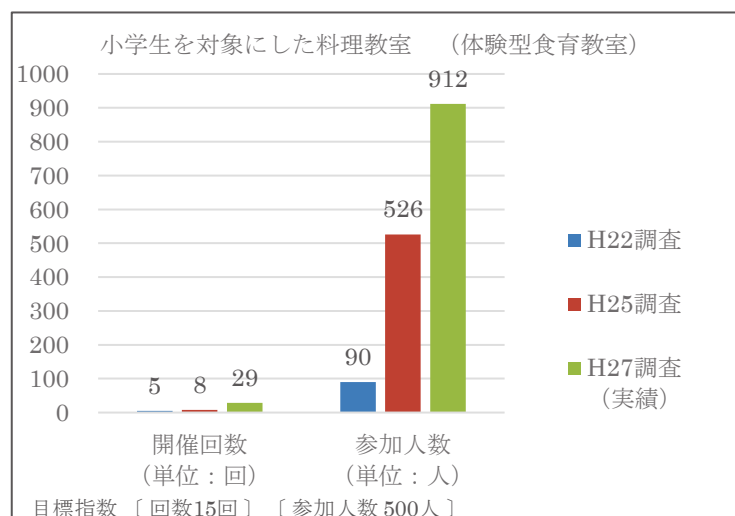
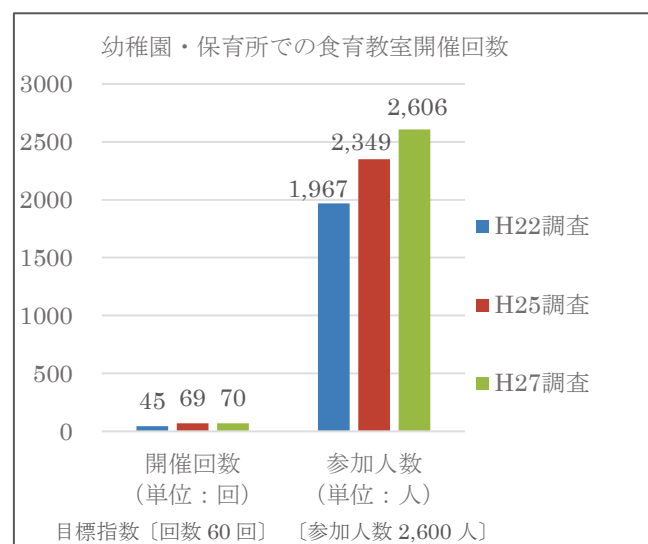
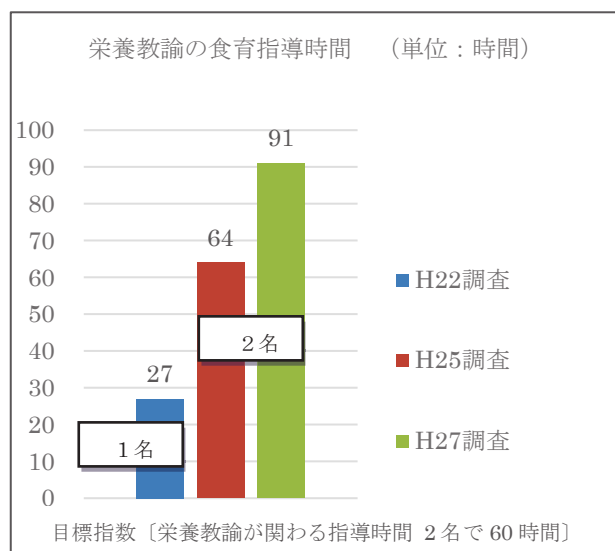
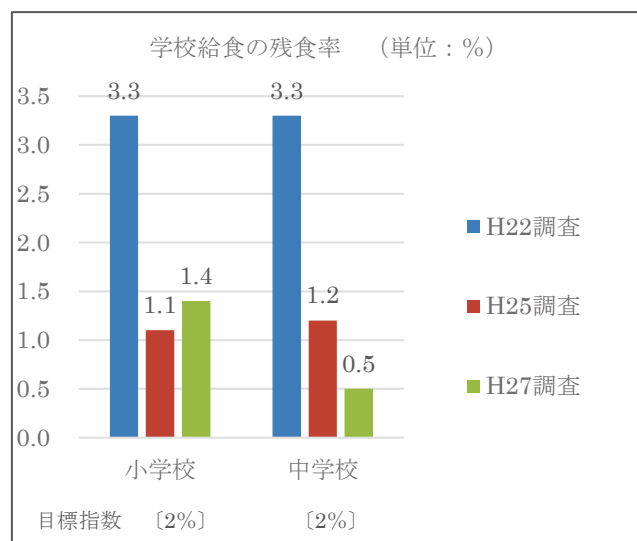
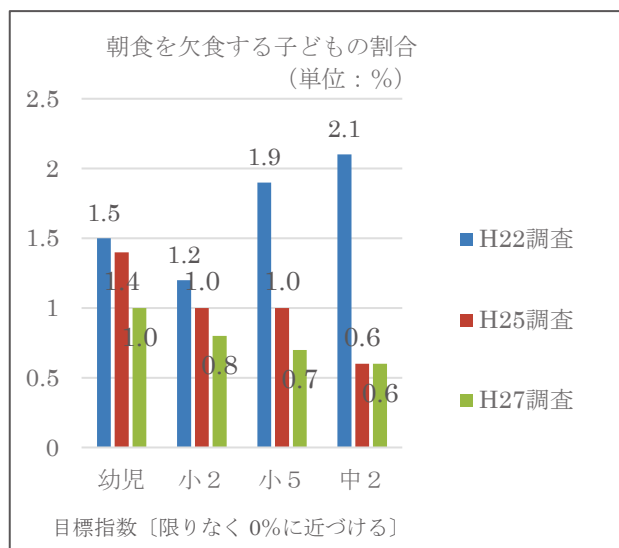
- ☆ 学校給食地場産食材使用率向上は目標を上回る実績を達成できた。
- ☆ 地産地消協力店制度は目標を達成できた。
- ★ 生産者の支援及び地場産農産物販売店、郷土料理の伝承については増加が見られるものの目標達成には至らなかった。

以上のように第1次計画では、食育推進において大変重要な人材育成や幼児期から学童期における食育についての学びの機会の拡充、学校給食における県下第1位の地場産食材使用率等、大きな成果を得ることができました。

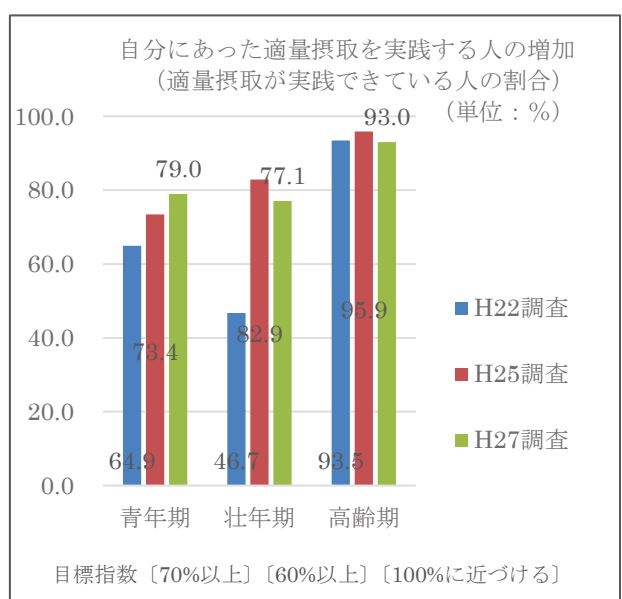
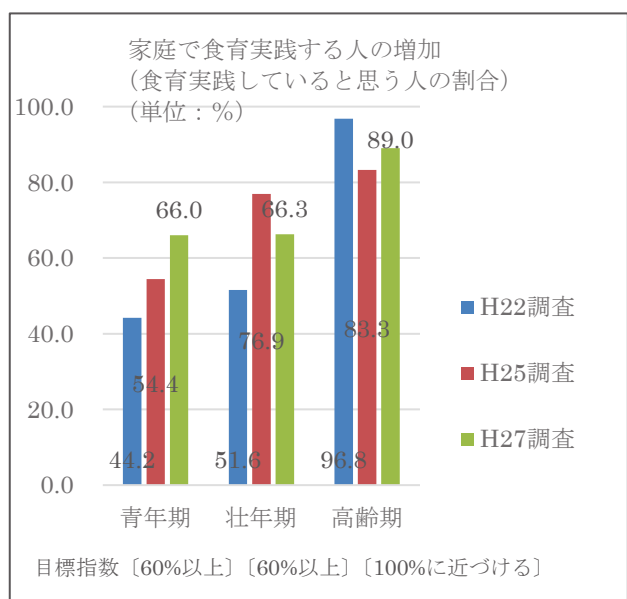
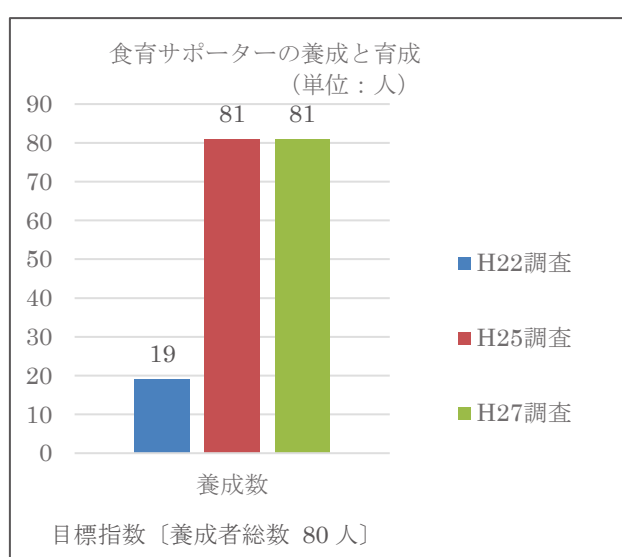
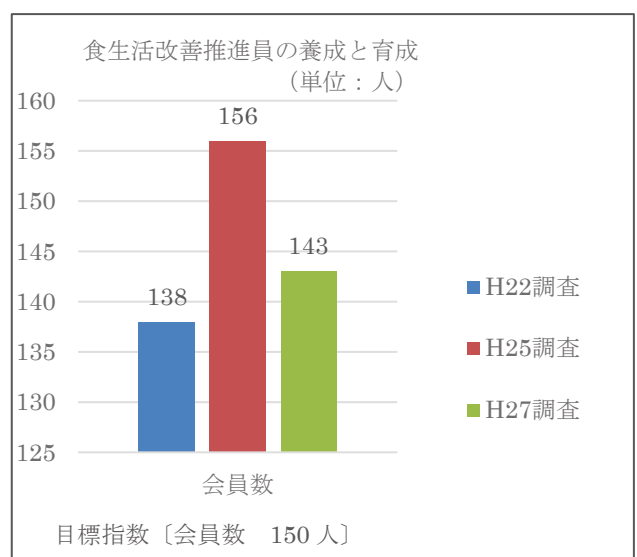
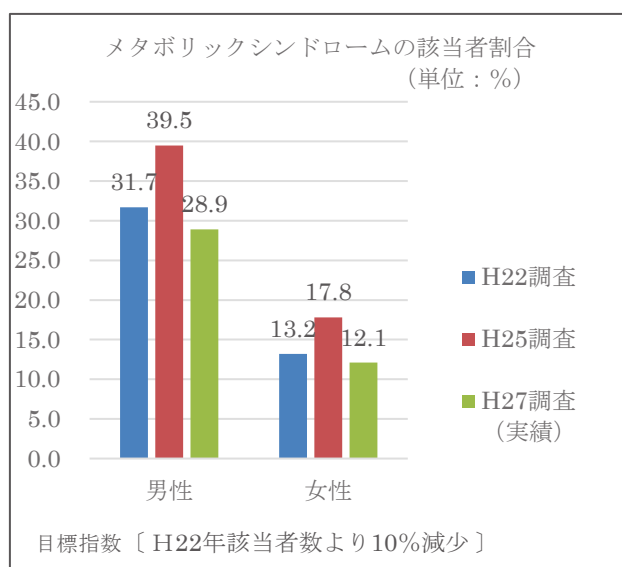
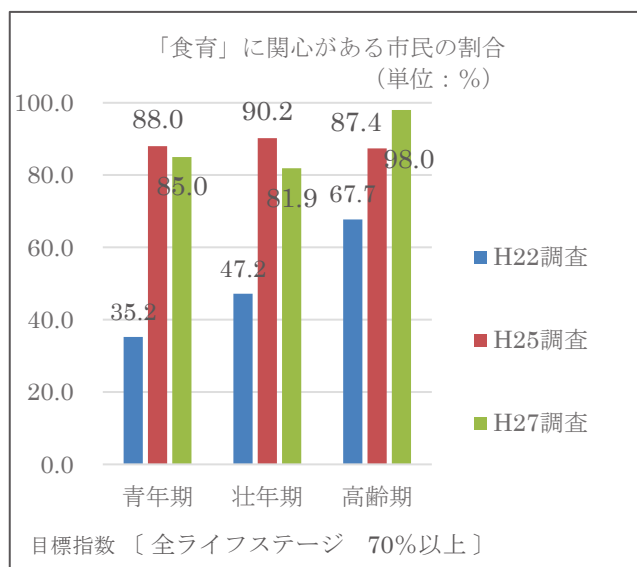
一方、成人を対象とした食育推進や取り組み行動の変化やメタボリックシンドローム該当者の減少など食を通じた健康増進の十分な成果を得るまでには至っていないため、第2次計画への継続した課題として掲げ、事業に取り組んでいく必要性があります。

滑川市生涯いきいき食育推進計画(第1次)の3つの推進項目における 目標指標実績推移

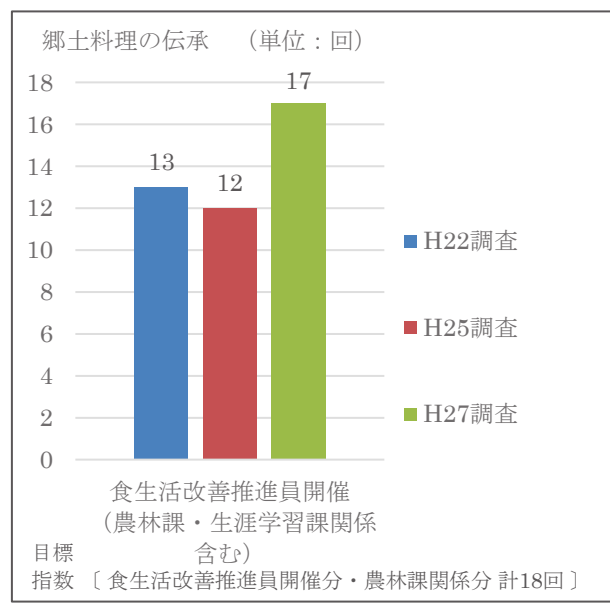
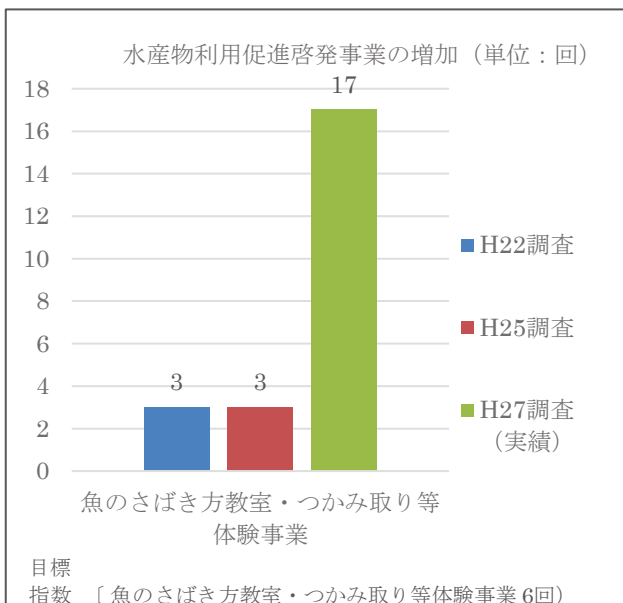
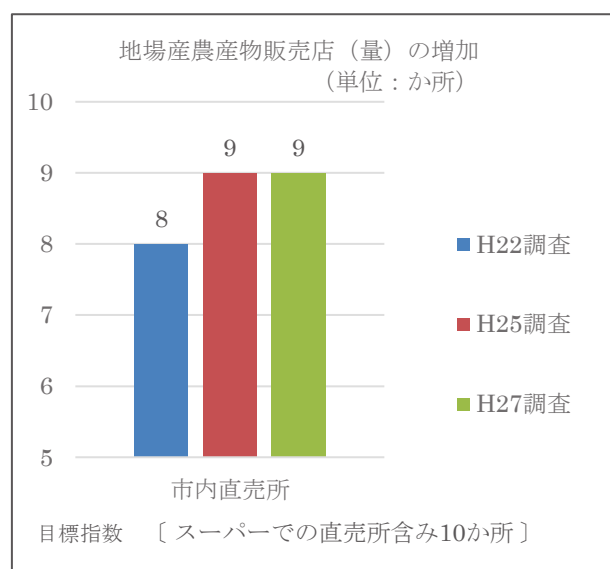
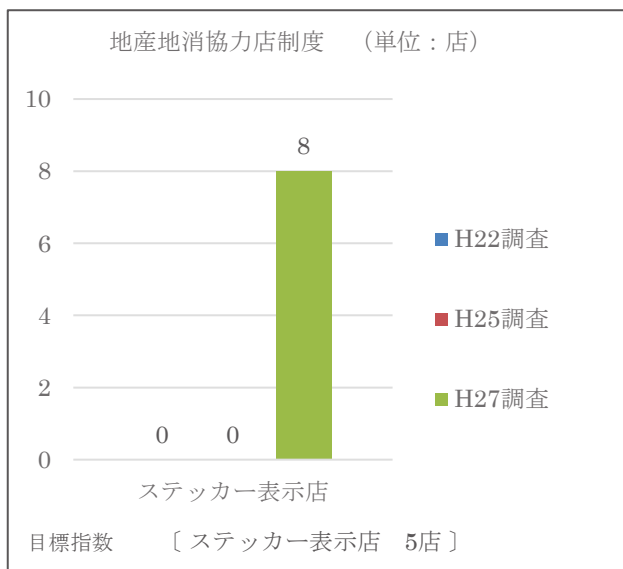
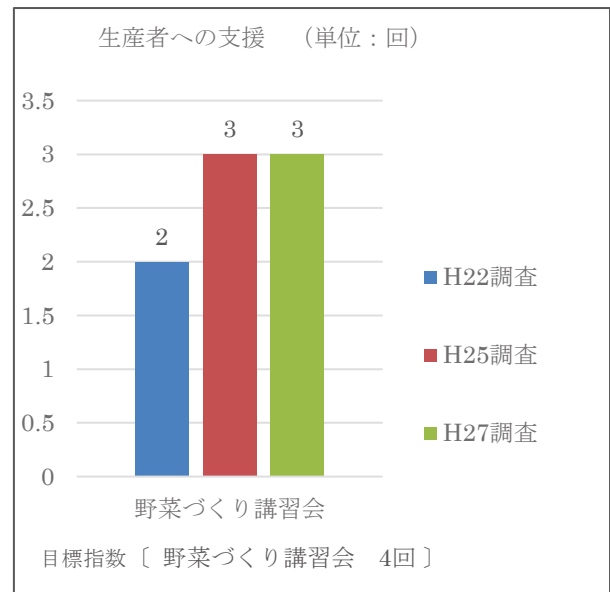
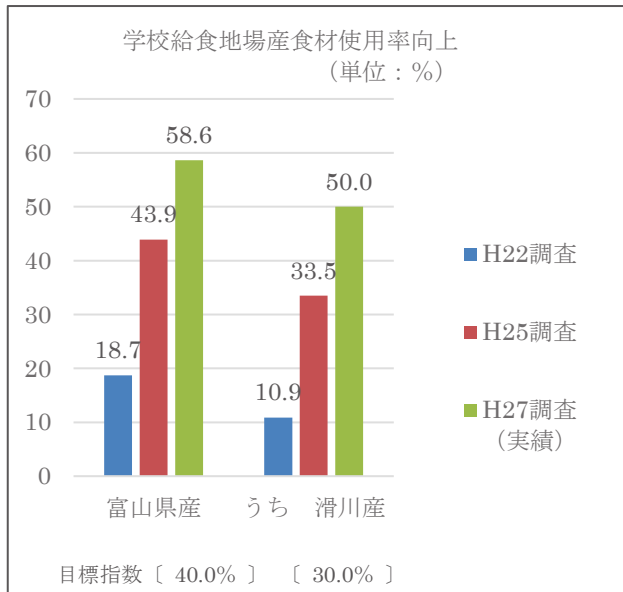
1 元気な子どもの育成（早寝・早起き・朝ごはん）



2 健康で長生きできる人生（食生活の改善）



3 地域の活性化（地産地消の推進）



2 計画策定の背景と趣旨

近年、食生活をめぐる環境が大きく変化し、その影響が顕在化しており、栄養の偏りや不規則な食事などによる肥満や生活習慣病等の増加、地域の伝統的な食文化の衰退、食の安全性への不安など様々な問題が生じています。

このような中、国では食育を国民運動として推進するため、平成17年6月に食育基本法を制定し、食育推進基本計画（平成18年度から平成22年度まで）及び第2次食育推進基本計画（平成23年度から平成27年度まで）を作成し、食育が推進されてきました。また、富山県においても、平成18年8月に「富山県食育推進計画」、平成24年に「第2次富山県食育推進計画」を策定し、生涯にわたって健康で豊かな生活が送れるよう、食育推進運動を展開しています。

食育基本法では、食育は生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとして位置付け、特に子どもたちに対する食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培うために極めて重要であるとしています。

現代の子どもたちの食生活は、朝食の欠食や米を中心とした日本型食生活が崩れ、簡便な食事をとる傾向など多くの課題があります。子どもたちの健康問題はもとより、やがて、親となり子どもを育てる立場になった場合にも世代を超えて大きく関係していきます。

そのような背景を踏まえ、市においては、第1次計画において、乳幼児期から小学校低学年における食育活動に重点をおき、子どもたちの食育環境を整備することができました。第2次計画では、子どもたちの食育の学びが活かされるよう、家庭や地域における正しい食習慣の実践と定着を通じ、広く市民へ普及されることにより、食からの健康づくりにつなげることが第2ステージにおける大目標であると考えています。

「第2次滑川市生涯いきいき食育推進計画」は、第1次計画に引き続き市民一人ひとりが健全な食生活を送れるよう、家庭・学校・地域・事業者など幅広い分野の関係者が役割を分担しながら、「食」を通じて、元気な子どもの育成や健康で長生きできることを基本目標として、食育に関する施策をライフステージ別に総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

3 基本理念と推進目標

《食》は生きる根源・生きる力を身につける食育推進

滑川市では、食育を推進するにあたって基本理念のメインテーマを、「《食》は生きる根源・生きる力を身につける食育推進」と定め、その達成を図るため、7つの基本理念により食育を推進しています。

基本理念

- (1) 生涯にわたる健全な食生活の実現
- (2) 自然の恩恵や人々の活動に対する感謝の念の醸成
- (3) 地域の特性に応じた食育推進活動の実施
- (4) 子どもたちに対する食への積極的な取り組み
- (5) 食に対する様々な体験活動の実践
- (6) 日本の食文化や地域性を生かした食生活への配慮と地産地消の推進
- (7) 食の安全性に関する情報提供

全ての市民や事業者がこの基本理念や役割を理解し、実践するための共通の目標を掲げて取り組む必要があります。市民にわかりやすく実践しやすい3つの推進目標を設定し、その達成に向けて取り組みます。

3つの推進目標

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 元気な子どもの育成 | …早寝早起き朝ごはんと食習慣の充実 |
| (2) 健康で長生きできる人生 | …食生活改善からの健康寿命延伸 |
| (3) 地域の活性化 | …食を通じた地域交流の活性化 |



4 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条に基づく市町村計画であるとともに6次産業化・地産地消法（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律）第41条に基づく地域の農産物の利用促進についての計画として位置付けるとともに、滑川市食育推進条例第7条に基づく計画として作成するものです。

なお、本計画は、第4次滑川市総合計画、その他本市の関連計画などと整合性を図りながら実施するものです。

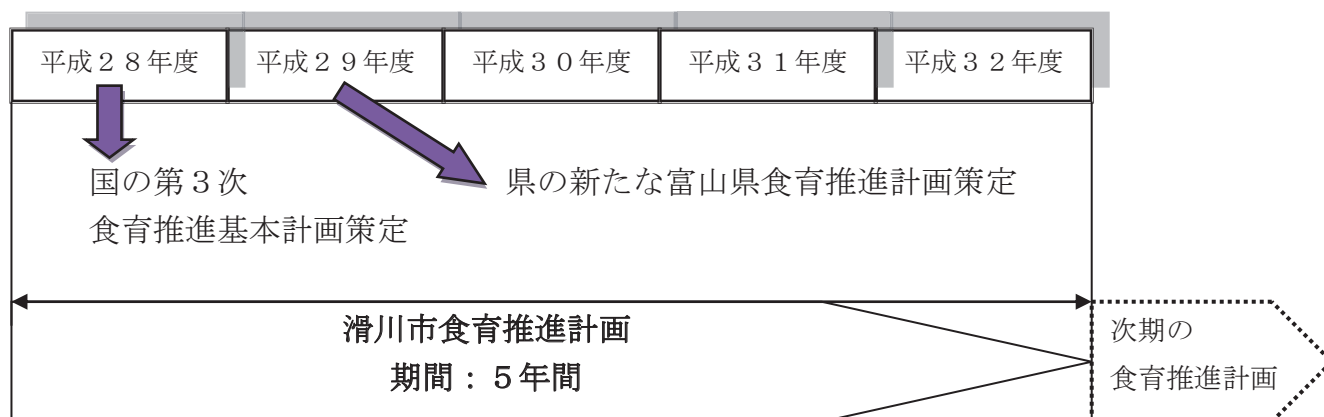
（関連計画）

食育基本法・第3次食育推進基本計画	（平成28年度～平成32年度）
第2次富山県食育推進計画	（平成24年度～平成28年度）
滑川市子ども・子育て支援事業計画	（平成27年度～平成31年度）
滑川市ひと・まち・産業創生総合戦略	（平成27年度～平成31年度）
第4次滑川市総合計画後期基本計画	（平成28年度～平成32年度）

5 計画の期間

平成28年度から平成32年度までを計画期間として定めます。

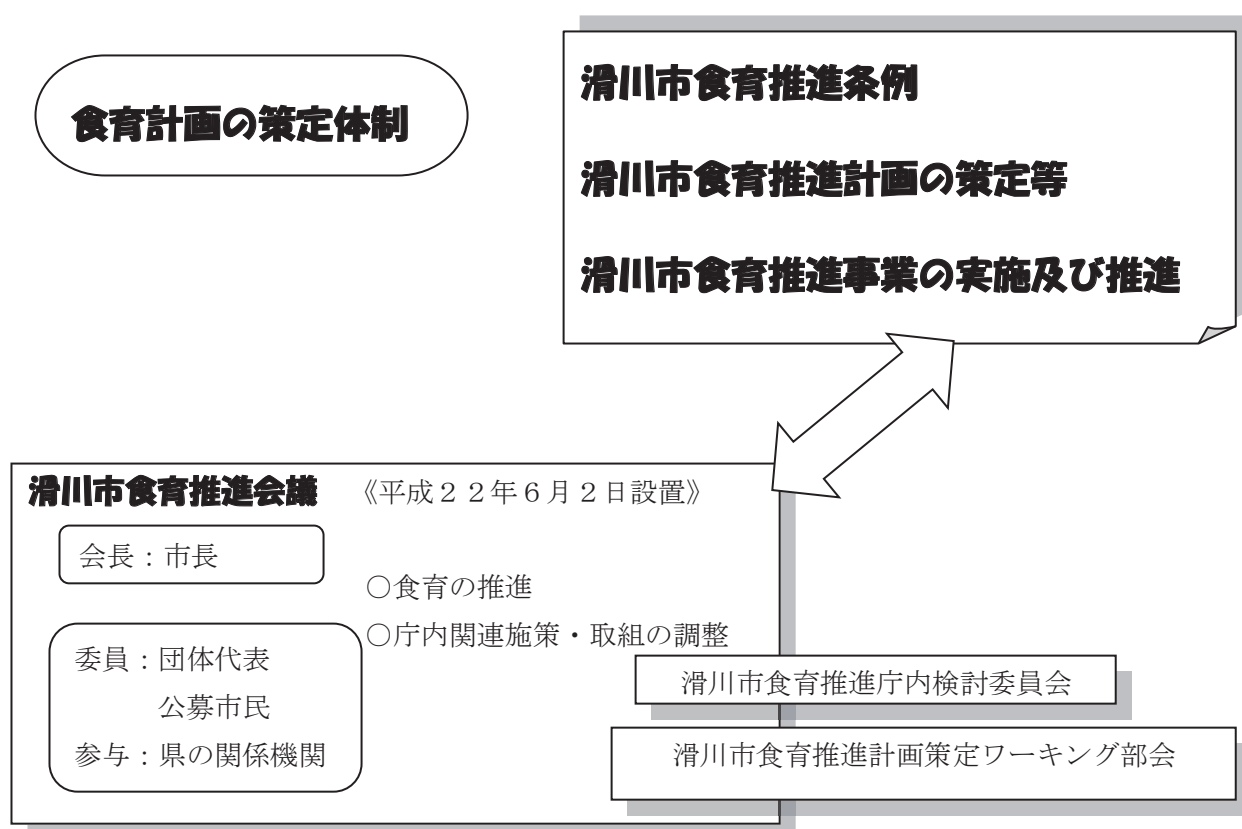
なお、本計画は毎年、計画の進捗状況を点検し、その過程で必要に応じて見直しも随時行うこととします。



6 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、庁内関係部課長で構成する「滑川市食育推進庁内検討委員会」において協議・検討を行うとともに、下部組織として「滑川市食育推進計画策定ワーキング部会」を設置し、庁内担当職員・関係機関などの協力のもと、協議を行いました。

その協議・検討したものを団体の代表・公募市民・県の関係機関等で構成する「滑川市食育推進会議」において審議をしてきました。



第2章 食をめぐる現状と課題

1 食に関する現状

社会経済情勢の変化やライフスタイルの多様化により、次のような「食」に関する様々な問題が生じています。

- (1) 食を大切にすることの欠如
- (2) 栄養バランスの偏った食事や食習慣の乱れ
- (3) 肥満や生活習慣病の増加
- (4) 特に若い女性の過度の痩身志向
- (5) 高齢者の低栄養等からの健康問題
- (6) 食の安全性
- (7) 食の海外への依存や食糧問題
- (8) 伝統ある食文化の喪失

本計画では、このような食に関する課題について、生涯を通じて切れ間なく取り組みを行うことで、「将来にわたり健康でいきいきとした市民生活の実現に寄与する」（滑川市食育推進条例第1条）ことを目的としています。その実現のため、それぞれのライフステージに応じた課題を正しく理解し、市民一人ひとりの食育実践につなげるため、以下のライフステージの設定に基づき活発に事業を展開します。

ライフ ス テ ー ジ	区 分	年齢の目安
	妊娠期・授乳期	妊娠・授乳期間内
	乳 幼 児 期	0 ～ 5 歳
	学 齢 期	6 ～ 1 2 歳
	思 春 期	1 3 ～ 1 8 歳
	青 年 期	1 9 ～ 3 5 歳
	壮 年 期	3 6 ～ 6 4 歳
	高 齢 期	6 5 歳～

2 市のライフステージ別の食生活等における現状と課題

妊娠期・授乳期

(1) 現 状

おなかの赤ちゃんが成長するために妊娠中のお母さんの体重が増加することは自然なことです。妊婦さんの体重や体調によっては、妊婦健康診査にて体重増加や貧血、切迫早産等の指導を受けることがあります。

妊娠中に適切に体重が増えない場合は、貧血、切迫早産、低出生体重児の出産等のリスクが高まります。一方で、妊娠中の著しい体重増加は、妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病の他、分娩時の異常を起こすリスクが高くなります。近年、出産年齢時期の若い女性は、痩身志向が強まり、妊娠、授乳期においても体型等の保持を重視する傾向があり、食事バランスに留意した適正な栄養摂取の心がけが不十分な妊産婦も見られます。

滑川市の低出生体重児数は、平成 22 年 24 人、平成 23 年 15 人、平成 24 年 23 人、平成 25 年 16 人、平成 26 年 25 人であり、出生者 100 人当たりでは、6.1～9.9 人となっています。また、1,500 グラム以下で生まれる極低出生体重児の例も毎年見られています。

滑川市に限らず、近年の日本では、低出生体重児が増加しており、小さく生まれた子どもは、将来、糖尿病や心臓病等の生活習慣病を発症しやすいことが分かっています。

元気な赤ちゃんを出産するためにも、妊娠中の適切な栄養摂取と体重コントロールが大変重要です。母子ともに健康な妊娠期を過ごして、安全な出産につなげることで母体の回復や赤ちゃんの成育も順調に進みます。授乳期を健康に元気で過ごせるよう、妊娠中から正しい生活習慣の実践を図る必要があります。

(2) 課 題

安全な妊娠・出産と産後の健康の回復や子どもの生涯にわたる健康基盤を作る時期であることをよく認識し、妊娠期及び授乳期における望ましい食生活を実践する。

乳 幼 児 期

(1) 現 状

◆乳幼児の食生活（アンケート調査実施）

調査時期：平成27年4月から6月

対 象：1歳6か月児健診及び3歳児健診時保護者
（1歳6か月児と3歳児合同集計）

子どもの欠食や食事内容などが問題視されていますが、滑川市における幼児の朝食の欠食率は1%で前回調査より改善しています。

その保護者への調査では「朝食を食べない、食べない日がある」と答えた父親が31%、母親が18%となっています。

また、朝食を食べない理由として「食べたがらない」が90%、「食べる時間がない」が10%となっています。

朝ごはんの内容では、「主食・主菜・汁物がそろった朝食」が36%となっています。その保護者への調査では「主食・主菜・汁物がそろった朝食」を摂っている父親が45%、母親が40%となっており、バランスのとれた朝食内容にもうひと工夫必要な保護者が多いようです。

主食については、「米を主食にしている」割合は63%と、日本食の基本である米の主食離れが見られます。

◆乳幼児の生活状況（アンケート調査より）

子どもの起床時間は「6:30～7:00」が46%と一番多く、次いで「6:30前」が20%となっています。子どもの朝ごはんの時間では「7:00～7:30」が41%、次いで「6:30～7:00」が24%、「7:30～8:00」及び「8:00～8:30」が14%となっています。

子どもの夕食時間は「18:00～18:30」が38%、次いで「18:30～19:00」が28%、「19:00～19:30」が19%となっています。

また、就寝時間は「21:00～21:30」が28%、「20:30～21:00」及び「21:30～22:00」が26%となっており、幼児の就寝時間の目安の21時までに就寝する子どもは35%となっています。

食事の時のあいさつは「いつもしている」が68%、「ときどきしている」が29%となっています。前回調査より、いつもあいさつしている子どもが増えています。

(2) 課 題

- 1 早寝早起きなど規則正しい生活リズムが身につくように習慣づける。
- 2 バランスのよい朝食を毎日食べるようにするなど、基本的な食習慣を身につける。
- 3 栄養バランスが優れた米を主食とする日本型食生活に小さい頃から親しみ、食べることの楽しさを知る。

学齢期・思春期（中学生）

(1) 現 状

◆学齢期・思春期（中学生）の食生活（アンケート調査実施）

調査時期：平成27年 5 月

対 象：市内 7 小学校 2 年生・5 年生、市内 2 中学校 2 年生

朝食を「毎日必ず食べる」と回答した児童・生徒は、小学校 2 年生では 92.7%、小学校 5 年生では 90.5%、中学校 2 年生では 88.4%となっています。

「ほとんど食べない」と回答した児童・生徒は、小学校 2 年生では 0.8%、小学校 5 年生では 0.7%、中学校 2 年生では 0.6%と欠食が固定化している子どももいます。

また、食べない理由としては「時間がない」「食べたくない」が理由全体の 7 割以上を占めています。これは、早寝早起きができていない、テレビやゲーム等メディアの利用時間が長いなど、生活習慣の乱れも一因と考えられます。食生活だけでなく生活全般についての指導も必要といえます。

しかし、「1 年前と比べて朝ご飯を食べる回数が増えた」と答えた児童・生徒は小学校 2・5 年生では 25.2%、中学校 2 年生では 14.1%となっておりこれまでの食育の取り組みの成果の一面が表れてきています。

一方、朝食の内容については「主食＋主菜＋副菜」がそろった栄養バラン

スのとれた食事をしている子どもは、小学校2年生では40.0%、小学校5年生では36.6%、中学校2年生では44.8%となっています。1日のスタートとしての朝食の重要性を保護者と児童・生徒の両方から働きかけることが必要です。

食事を一人で食べるという児童・生徒は、朝食においては、小学校2年生では13.1%、小学校5年生では15.6%、中学校2年生では22.9%、夕食においては、小学校2年生では3.5%、小学校5年生では1.4%、中学校2年生では2.8%となっています。子どもの習い事や家族の仕事の関係で、家族全員がそろっての食事は難しいことが多いと思われますが、食習慣の習得や情緒の安定のためにも家族で会話しながら楽しく食事（共食）をすることは大変重要です。

◆学齢期・思春期（中学生）の身体状況（定期健康診断結果より）

調査時期：平成27年4～5月

対 象：市内小中学校全児童・生徒

学校保健安全法に基づき、毎年、定期健康診断を実施しています。内科検診の結果では、市内全小学生ではアトピー性皮膚炎は2.9%、肥満傾向は0.96%で、市内全中学生ではアトピー性皮膚炎は1.2%、肥満傾向は0.92%です。近年、子どもたちを取り巻く環境の変化により、学齢期から健康状態に影響が出ているといわれていることから、食生活を含めた生活習慣の見直しが必要です。

◆自分の食生活について（中学校2年生のみ対象）

食について関心のあることとしては、「料理の仕方」や「栄養成分・カロリー」、「食事と運動や肥満などとの関係」と答えている生徒が半数以上います。中学生は部活動で運動部に入っている生徒やクラブチームに所属している生徒も多く、栄養や運動について関心が高いものと思われます。

また、現在の自分の食生活については、「大変良い」「良い」と答えた生徒は70.3%で、おおむね良好な食生活を送っていることがわかりました。

しかし、現在の食生活について「良好かどうかわからない」と答えた生徒が14.9%、今後の食生活について「特に考えていない」と答えた生徒が17.6%

おり、自分自身を見つめ直す機会をつくる必要があります。

この時期に、食に関する正しい知識や食習慣を身に付けることは、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎となります。

(2) 課 題

- 1 「主食＋主菜＋副菜」がそろった栄養バランスのとれた朝食を食べる。
- 2 楽しい食事を通して望ましい人間関係をつくる。
- 3 食に関わるいろいろな体験を通して食の大切さを認識する。

思 春 期（高校生）

(1) 現 状

◆思春期（高校生）の食生活（アンケート調査実施）

調査時期：平成27年 5 月

対 象：滑川高等学校 2 年生

学校給食がなくなる高校生の時期は昼食の形態が変わり、食事内容や量、食事を摂る時間などが自由になるため、食生活の乱れが出始めるようになります。

「毎日 3 食食事を摂っている」生徒は82%であり、「毎日朝食を摂っている」生徒は90%と前回調査より、大きく改善しています。しかし、「朝食は食べない」生徒が 2 %あり、小・中学生対象の結果より朝食欠食率が増加しています。

朝食を摂らない理由としては「時間がない」が48%を占め、「用意されていない」が10%となっています。

「朝食を自分で準備することができますか」の問いに「簡単なものを作れる」生徒は35%で、「バランスを考えて作れる」生徒は 9 %となっています。

朝食の内容では「主食のみ」の生徒が38%となっており、そのうち「ご

はんが主食」が48%となっています。また、「毎日朝食が準備されている」生徒は64%で、「自分で準備している」生徒は9%となっています。

日頃の生活の様子として、「起床から登校までの時間に余裕がない」が48%、「食事の時間が不規則」が42%、「休日は3食摂らない」「放課後帰宅前に間食をする」など、この時期に多い食習慣や生活リズムの乱れが現れています。

高校生の時期は、次のライフステージにおいて就職や進学などで親元を離れる機会が多くなり、食生活を含め自分の生活を自分自身で選択し、責任をもち、自立して過ごしていかなければならない時期を控えています。

次のライフステージを元気に健康で活動的に過ごせるよう、自律した食生活の実践につなげるための食育啓発を継続していくことが重要です。

(2) 課 題

- 1 自分自身で意識し、規則正しい生活を送るよう心がける。
- 2 バランスのとれた食事を毎日きちんと摂る習慣を定着する。
- 3 食品選択や調理の基礎を身につける。

青 年 期

(1) 現 状

◆青年期の食生活（アンケート調査実施）

調査時期：平成27年5月

対 象：富山医療福祉専門学校学生（看護学科）

調査対象者の半数以上を10代、20代で占めたこの調査結果からは、「朝食を必ず毎日食べる人」が73%、「週に何日か食べない日がある人」が18%、「食べない人」が7%と朝食の欠食率が高くなっています。朝食の内容では「主食のみ」が36%、「主食はごはんが多い人」が59%となっています。高校生よりやや米を主食にする割合が高いものの、日本型食生活の基本である米食離れが青年期においても見られます。

また、食べない理由として、「食べる時間がない」「食欲がない」「作る時間がない」の順となっています。「自分にあった適量摂取ができていると思う人」は「思う」「だいたい思う」をあわせて79%となっています。

「食育に関心がある人」「少し関心がある人」は85%と高いものの、「自分なりに食育に取り組んでいると思う人」「少し思う人」は66%に留まっています。

食育に関心をもっている人が多い実態からそのニーズに応えていくような事業を展開し、この時期に多い、鉄分・カルシウム不足の是正を含めたバランスのとれた食生活の普及啓発を強化していく必要があります。

(2) 課 題

- 1 栄養バランスを理解し、食習慣からの体調管理ができるようにする。
- 2 生活習慣病を予防する知識を得る。
- 3 自らの健康の維持増進と将来親となり子どもを育てる準備期としてもバランスのとれた日本型食生活に親しみ、正しい食生活を実践する。

壮 年 期

(1) 現 状

◆壮年期の食生活（アンケート調査実施）

調査時期：平成27年 5 月

対 象：市内 2 事業所従業員

就労年代を対象にしたアンケートでは、全体では「毎日朝食を食べる人」は81%で、年代別では、年齢が上がるに従い朝食を食べている割合が高くなっています。朝食を食べない理由としては「食欲がない」が56%で最も多く、次いで「食べる時間がない」が31%、「作る時間がない」が13%の順になっています。

また、普段の食生活では「食事時間が不規則である」や「野菜が不足している」「栄養バランスが悪い」など自分自身で食生活に何らかの問題を意識している人が多くなっています。

◆壮年期の身体状況

国民健康保険加入者の特定健診結果では、メタボリックシンドローム該当者率が21.2%、予備群率が9.8%となっています。また、有病率の状況は、糖尿病18.7%、高血圧46.2%、脂質異常症20.2%となっており、生活習慣病の保有率が38.9%と高い状況になっています。

自分にあった適切な食事について正しい知識を習得し、生活習慣病予防に努めた食生活を実践することが重要です。

(2) 課 題

- 1 自分の食事を振り返り、従来の日本型食生活を中心に生活習慣病の予防に努めた食事を実践する。
- 2 家族と共に食事をする機会（※共食）を増やし、いっしょに楽しむ。
- 3 必要な健康情報から正しい情報を取り入れ、適切な選択や判断ができる力を養い、食生活からの健康維持増進に役立てる。

※共食とは、家族や友人などといっしょに食事を楽しむことをいいます。

高 齢 期

(1) 現 状

◆高齢期の食生活（アンケート調査実施）

調査時期：平成27年3月

対 象：シルバー料理教室参加者

この調査対象者は、70歳代が50%と一番多く、「朝食を必ず毎日食べる人」は87%、「時々朝食を食べない」という欠食率は13%となっています。

朝食の内容では、「主食とおかず（主菜か副菜）、汁物」が53%で「主食はごはんが多い人」が70%となっています。

年齢が高くなるにつれて食事をきちんと摂り、主食も米食の割合が高く従来の日本型食生活を実践している人が多いことがわかります。

「自分にあった適量摂取が出来ていると思う人」は「思う」「だいたい思う」をあわせると93%と大変高くなっています。

また、「食育に関心がある人」も「ある」「少しある」をあわせると98%と大変高く、「自分なりに食育に取り組んでいると思う人」も「思う」「少し思う」をあわせて89%という結果でした。高齢期の方は健康について真剣に考え、健康づくりの第一に食生活を挙げ、積極的に取り組んでいる実態がうかがえます。

健康な高齢期を過ごすためには自分にあった食事内容や量により、一日3食の食事を規則正しく摂る食生活が何よりも重要です。

近年、増加している要介護者を少しでも減少させ、高齢期に即した内容の食育事業を通じて介護予防の普及啓発を行い、「元気で長生き」につなげることが望まれます。

(2) 課 題

- 1 自分にあった食事内容や量を意識した食事を実践する。
- 2 高齢になっても元気で長生きするために、食べることの楽しさを大切にする。

3 各食育推進関係部署における現状と課題

(1) 保育所等、幼児に関わる機関の現状と課題

<現 状>

保育所・幼稚園等では市管理栄養士や食育サポーター等の指導のもと食育教室が開催されています。地元食材の調理等を通じて子どもたちに食に対する理解と関心を深めてもらうことを目的としており、年間開催数、参加人数ともに年々増加しています。

このうち、子育て支援センターにおける食育教室は離乳食指導を中心にを行っています。市民健康センターでの離乳食講習を基に、実際の乳児の月齢に合わせた試食を交えての食育教室は、家庭での取り組みを促す機会となっています。

また、児童館では、親子サークルを対象に「親子で楽しむ第一歩」として親子食育教室を開催しています。

<課 題>

これらの教室を通じて、子どもたちに食に対して関心を持ってもらえるよう、今後家庭との連携を一層深めていく必要があります。

(2) 学校給食の現状と課題について

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を児童・生徒等に提供することにより、子どもの健康の保持増進、体位の向上を目的としています。また、食に関する指導を効果的に進めるために、給食の時間はもとより各教科や特別活動、総合的な学習の時間等において、給食の献立を生きた教材として活用するように努め、食育の推進を図っています。

ア 地場産物活用の推進について

地場産物を学校給食に積極的に活用し、食に関する指導の教材として用いることにより、次のような効果が期待されます。

- (ア) 児童・生徒がより身近に地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めることができる。
- (イ) 食料の生産、流通等に携わる人々の努力をより身近に理解することができる。

- (ウ) 地場産物の生産者や生産過程等を理解することにより、食べ物への感謝の気持ちをいおくことができる。
- (エ) 顔が見え、話ができる生産者等から、新鮮で安全な食材を確保することができる。
- (オ) 生産者等が学校給食をはじめとする学校教育に対する理解が深まり、学校と地域との連携・協力関係を構築することができる。

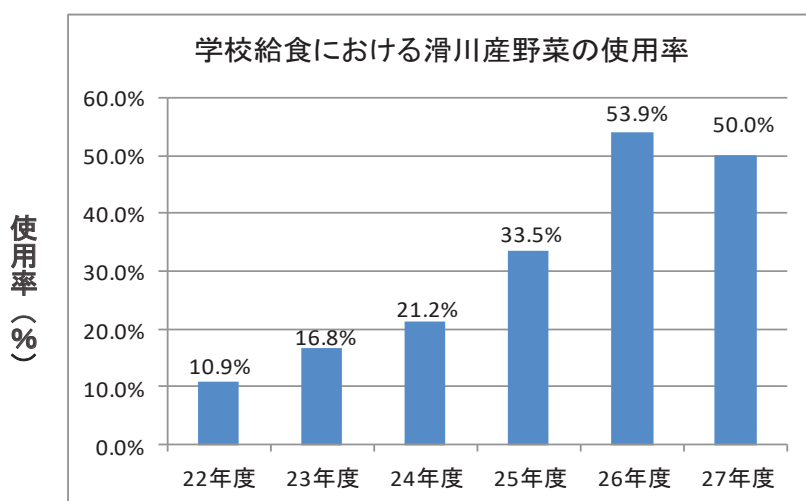
<現 状>

共同調理場では、農業公社の野菜コーディネーターと綿密に連携を図りながら、市内の農家や農業生産法人、滑川ひかる市運営協議会の会員などにご協力いただき、学校給食における滑川産野菜の活用促進に努めてきました。関係各位のご支援・ご協力の結果、学校給食における滑川産野菜の使用率は、平成22年度には10.9%でしたが、平成27年度には50.0%となり、第1次計画において平成27年度の目標としていた30%を大きく上回っています。

<課 題>

学校給食においては、今後とも滑川産野菜の使用に努めていくこととしていますが、野菜の生産量が年間一定ではないため、関係機関による野菜の年間生産量の調整、野菜生産者の販売ルート多重化、野菜を一定期間保管しておく施設など検討していく課題があります。

また、地場産の魚については、全国的に有名なホタルイカを学校給食に活用していますが、それ以外の魚についても活用を検討していきます。



※地場産物は、滑川産の野菜と果物とし、重量比で算出している。



イ 残食率の改善について

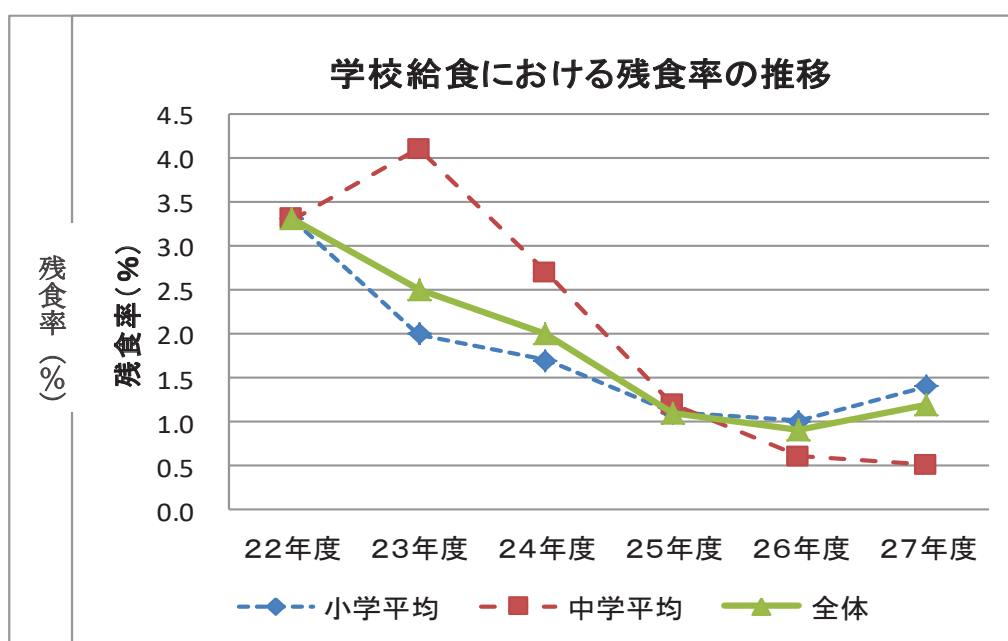
学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を通して、望ましい食習慣の形成を促す役割があります。献立作成にあたっては、魅力あるおいしい給食となるよう、常に食品の組み合わせや調理法等の改善を図るとともに、児童生徒の嗜好の偏りをなくするように配慮しています。

<現 状>

学校給食において地場産野菜をたくさん使用して給食に対する関心を高めたり、栄養教諭による食育指導や担任等による日々の給食指導の積み重ねなどにより食育を推進してきました。その結果、小学校における残食率は、平成22年度では平均3.3%でしたが、平成27年度には1.4%となり、第1次計画において平成27年度の目標としていた2.0%を達成しています。また、中学校における残食率も、平成22年度では平均3.3%でしたが、平成27年度には0.5%となり、目標としていた2.0%を達成しています。

<課 題>

これまでの食育に関する様々な活動により、残食率が低下してきたと考えられることから、今後も引き続き地場産物を活用し、様々な場面で食育を推進していくことで、残食率が高くないように努めていくことが重要です。



ウ 食物アレルギー対応食について

学校給食は、必要な栄養を摂る手段であるばかりでなく、児童生徒が「食の大切さ」、「食の楽しさ」を理解するための教材としての役割も担っています。食物アレルギーをもつ児童生徒が、他の児童生徒と同じように給食を楽しめることが重要です。

<現 状>

共同調理場では、学校給食が原因となるアレルギー症状を発症させないためアレルギー対応給食を平成24年度から提供し、アレルゲンを含まない食材、除去食、代替食と順次拡大してきました。

また、アレルギーの原因食材を一切使用しない「みんなで食べられる給食」を実施し、各学期に1回、食物アレルギーを持つ児童生徒でも楽しくおいしく安全に食べられる給食を提供しています。

<課 題>

対象アレルゲンを順次拡大してきましたが、アレルギー対応食は年々複雑化しており、対象アレルゲンをこれ以上増加させることが難しくなっていますが、可能な限り対応していきます。

学校給食における食物アレルギーの対応状況

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
児童生徒数	2,998 人	2,926 人	2,839 人	2,755 人
食物アレルギーを有する児童生徒数	35 人	40 人	40 人	36 人
食物アレルギーを有する割合	1.17%	1.37%	1.41%	1.31%
食物アレルギー食対応給食実施人数	20 人	28 人	34 人	36 人
対象アレルゲン（順次拡大）	除去食 ・卵類 ・ナッツ類	除去食 代替食 ・卵類 ・ナッツ類 ・牛乳・乳製品 ・甲殻類	除去食 代替食 ・卵類 ・ナッツ類 ・牛乳・乳製品 ・甲殻類 その他可能な限り実施	除去食 代替食 ・卵類 ・ナッツ類 ・牛乳乳製品 ・甲殻類 その他可能な限り実施
アナフィラキシーの既往がある児童生徒数	1 人	2 人	2 人	7 人

（３） 社会教育（地域）における現状と課題について

＜現 状＞

地域の公民館活動では、郷土料理をテーマにした料理教室等が開催されています。

郷土料理は、地元の食材を使った家庭料理です。滑川の豊かな土壌で育った野菜や富山湾の新鮮な魚介類を活かした数々の郷土料理が生まれ、食べられてきました。そして歴史や文化、あるいは食生活とともに受け継がれており、少子高齢化、核家族化が進む現代において、昔ながらの滑川の食文化を守るために、次世代へ郷土料理を伝承していくことはとても重要です。

また、地元の食材を使う郷土料理は、環境問題の視点からも、消費者と生産者の食材輸送距離が短いため、エネルギー消費が少ないという利点があります。

今後も地域において郷土料理教室が開催され、料理教室が郷土料理を学ぶ機会となり、世代間交流や地域への関心につながり、交流の場となっていくことが期待されています。

＜課 題＞

郷土料理の伝承のため、各小学校ＰＴＡとも連携し、地域における親子で参加する郷土料理教室の開催を拡大していくことが重要です。

（４） 農業関係（地産地消等）の取り組みの現状と課題について

ア 滑川産野菜等の生産力向上と商品・購買体制の整備

＜現 状＞

滑川市内には、朝市・直売所が８か所開設され、生産者が安全安心で、新鮮な滑川産野菜等を販売しています。市では、これら朝市・直売所を「滑川市地産地消推進の店・団体」として認定し、その活動をＰＲしています。

また、学校給食への滑川産野菜等の食材の供給を支援することにより、生産力の向上を図っています。

＜課 題＞

生産者の高齢化が進んでおり、将来にわたり継続的に生産するためには、人材育成や営農組織の強化が急務となっています。

イ 子どもを中心にした農作業体験の増加

<現 状>

市では、食に関する考え方が形成される子どもの時期を重視し、子どもと地域住民が一緒に一連の農作業を体験する教育ファーム等を実施し、地元食材への関心と理解を深める機会を提供しています。

※『教育ファーム』…生産者（農林漁業者）の指導を受けながら、四季折々の野菜等を育てるところから調理までの一貫した体験を提供する取り組み

<課 題>

今後も親子や祖父母と孫で農作業を体験し、自然と向き合い、栽培や収穫する楽しさを提供する機会を増やしていくことが必要となっています。

ウ 地場産物を使用した郷土料理の伝承

<現 状>

滑川市内には豊かな土壌で育った野菜を活かした多くの郷土料理があります。しかし、核家族化やライフスタイルの多様化等により、地場産物を活かした郷土料理の作り方や食べ方、食事の際の作法等、伝統的な食文化を継承する機会が減少しています。

<課 題>

滑川の食文化を守るために、次世代層を対象とした郷土料理を体験する機会をこれまで以上に創出していくことが重要です。

＊滑川市内の農産物直売所（平成 28 年 5 月現在）

主な出荷団体	開 催 場 所		開催期間及び時間など
	地 区	場 所	
みずまる市 運営協議会	常盤町	まるまんエール店内	まるまんエール店 営業時間内
	上小泉	まるまんパスタ店内	まるまんパスタ店 営業時間内
滑川市農村 女性グループ 連絡研究会	中川原	J Aアルプス旧有磯海支店裏	5 月中～12 月中 土曜 6:30～7:20
	大 浦	県道古鹿熊・滑川線沿い	6 月～12 月中 日曜 10:00～12:00
	田 林	県道滑川・自然公園線沿い	4 月下～12 月中 水曜・土曜 9:00～15:00
	吾妻町	吾妻町内	5 月下～12 月中 水曜 6:00～7:00
滑川ひかる市 運営協議会	上 島	J Aアルプス 旧西加積支店横	4 月第 2～12 月 水曜・土曜 8:00～10:00
(株) T O C O (とみや)	上小泉	滑川市上小泉 1791-1	平日 11:00～18:00 定休日は祝日・日曜日

とやま食材ふれあい事業

地域住民や食育サポーターの指導を受けながら、農作物の植え付けや収穫の体験とその収穫物の調理を通じた食育事業です。

平成27年度は、よもぎの摘みとりや焼き付け、夏、秋、冬野菜の栽培、枝豆、りんごの収穫・調理体験、そばの花見・収穫・そば打ち体験等の講座を開催しました。また、放課後児童施設付近の農地を使用し、放課後児童を対象とした、四季折々の野菜の栽培、収穫、調理等を体験する教育ファームも開設しました。



(5) 水産関係の取り組みの現状と課題について

<現 状>

市では、滑川漁業協同組合女性部が中心となり、市内の保育園児や高校生、婦人団体を対象に、「ホタルイカ料理教室」や「魚のさばき方教室」を実施し、魚食の普及に努めています。

また、滑川高校海洋科において、主に地元で水揚げされたカニなどを使用した缶詰を製造し、春のホタルイカ祭りや龍宮祭りなどの各種イベントで販売しており、地産地消の推進に貢献するものとなっています。

<課 題>

市で実施した食生活等に関するアンケート結果によると、家庭における魚の摂食状況では、特に若年齢層において魚の摂食回数が少なく、摂食する魚の種類も限定されている傾向がみられます。

今後、主に若年齢層やその保護者を対象に、魚食への関心を高めてもらう普及活動を行うことがこれまでも増して重要になっています。

(6) 健康づくりにおける取り組みの現状と課題について

<現 状>

日本人の最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防するとともに重症化を抑制し、健康寿命を延伸する上では、健全な食生活が欠かせません。特にメタボリックシンドロームを予防するには、栄養・食生活、身体活動・運動等の生活習慣の改善が重要です。

市の特定健診結果によるメタボリックシンドローム該当者及び予備軍は若干減少傾向にあるものの、引き続き、健診事後指導を強化し、栄養・食生活、身体活動・運動の改善に関する対策を推進していく必要があります。

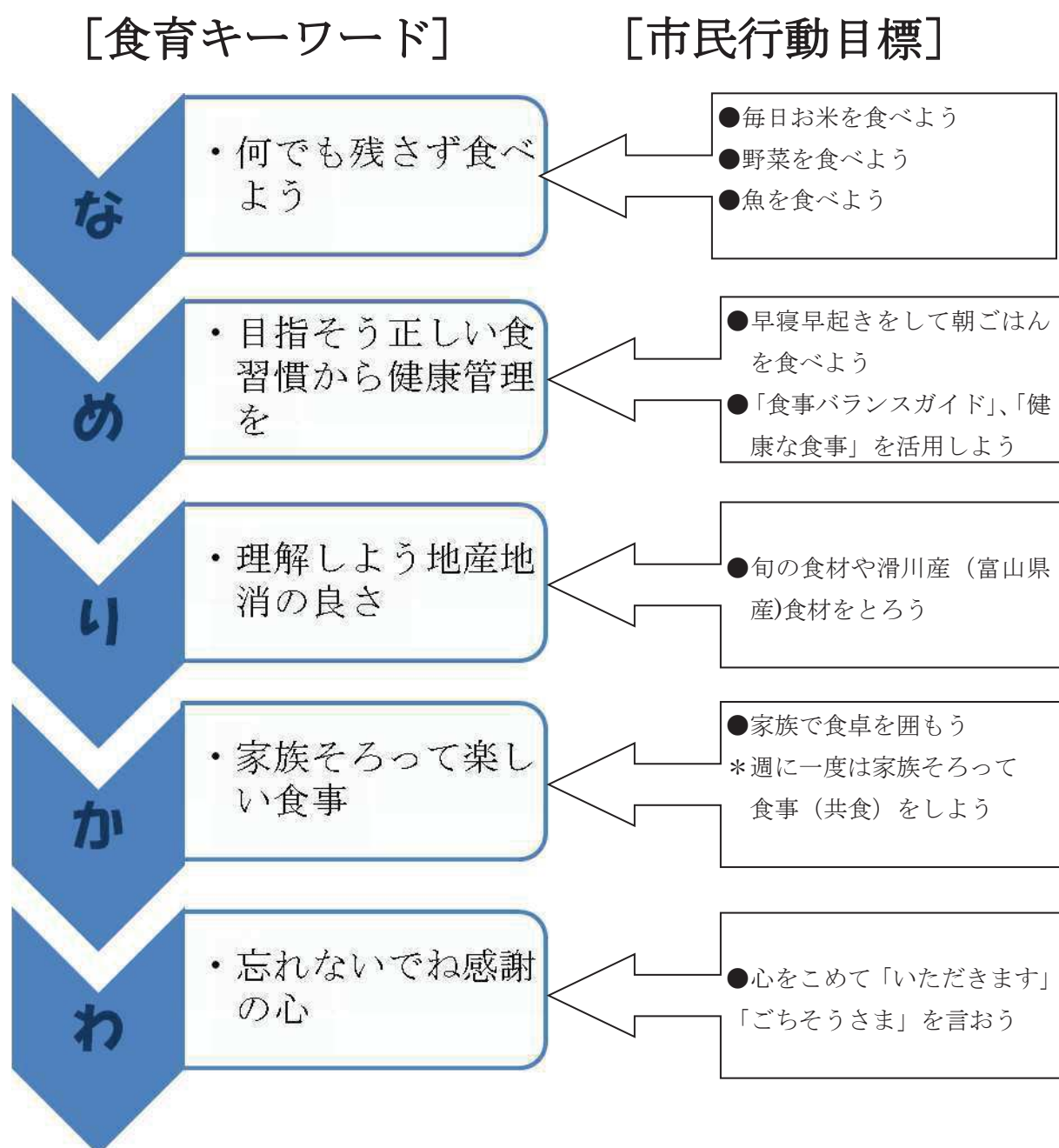
<課 題>

これまでも、特定保健指導や糖尿病予防教室、運動教室をはじめ、家庭における食生活の改善をどのように実践すれば良いかをわかりやすく体験できる「おとなの食育教室」及び食生活改善推進員による伝達講習会などを実施していますが、今後一層食習慣の改善が必要な方への効果的な実施方法を検討し、食育からの健康増進に成果がでるよう取り組みを拡大していくことが重要です。

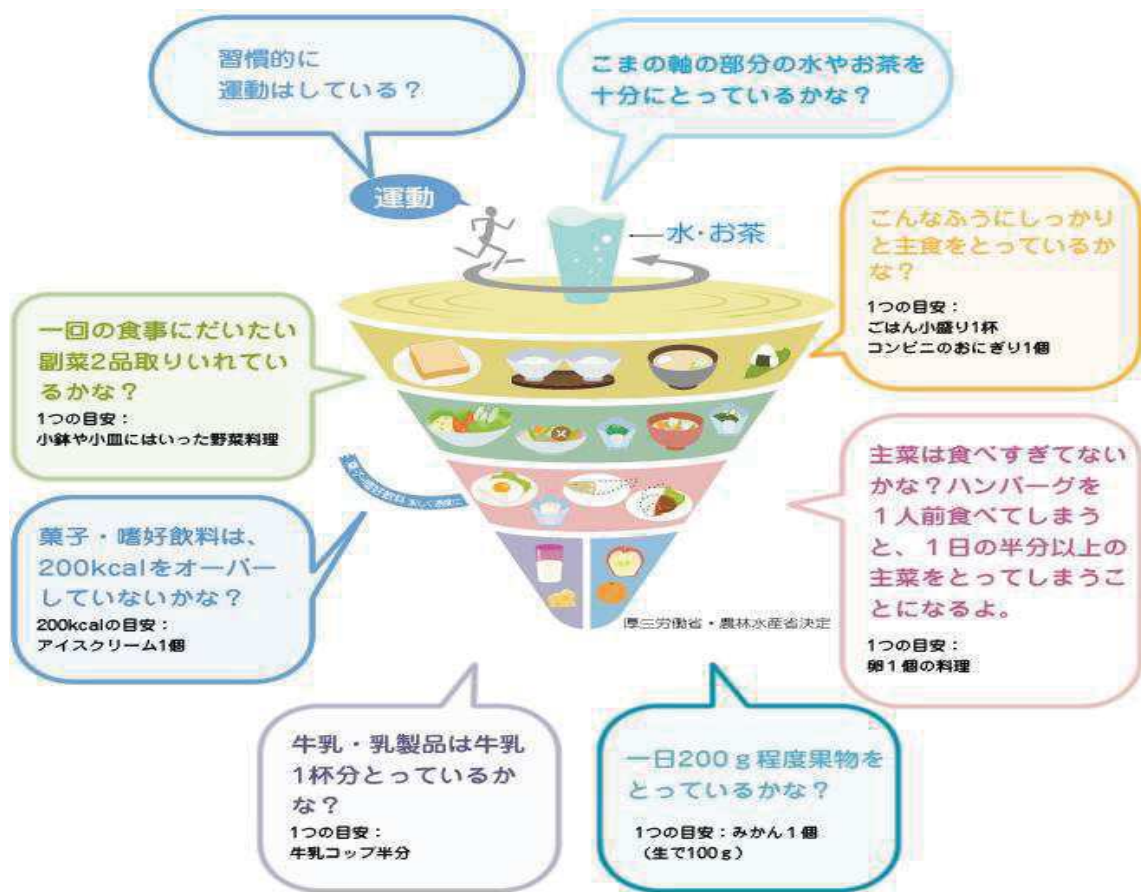
第3章 計画の基本的な考え方と方向性

1 食育キーワード「なめりかわ」と市民行動目標

第2次計画では、市民一人ひとりの食育実践がより拡大し定着することを目標に第1次計画の市民行動目標を継続（一部修正）して、食育キーワードと市民行動目標とします。



食事バランスガイド



- ① 主食 ② 副菜 ③ 主菜
④ 牛乳・乳製品 ⑤ 果物 の
5つのグループの料理を組み
合わせて、望ましい食事のと
り方やおおよその量をイラス
トで示しています。



(別添1)

「健康な食事」 日本人の長寿を支える

日本の伝統的な食事には、長い年月をかけて人々の知恵によってはぐくまれてきた食文化の良さがあります。また、気候と地形の多様性に恵まれ、季節ごとに旬の食べ物があり、また地域ごとに産物があるという特徴があります。

「健康な食事」は、日本の食文化の良さや食事の特徴を生かし、多様な食べ物を組み合わせて料理し、おいしく楽しく食べることで、バランスのとれた食生活を送ることにあります。

「健康な食事」は、特定の栄養素や特定の成分をさすものでも、健康に良いと謳う文句で出回っている特定の食品を推奨するものでもありません。大切なのは、毎日の食事です。



「主食・主菜・副菜」は、

1 食単位の料理の組合せです。

「**主食・主菜・副菜**」は、食事づくりや食べる場面で役立ちます。

健康の保持・増進のために 1 日に必要とされる栄養素の量は、エネルギーとともに 34 項目の栄養素について示されています。一方、1 つの食品には多種類の栄養素が含まれていて、それぞれの食品に含まれる栄養素の種類は食品によって異なります。このため、私たちは多様な食品を組み合わせ、必要な栄養素をとることになります。主食・主菜・副菜を基本とすることで、多様な食品から、必要な栄養素をバランスよくとることができます。

副菜

野菜などを使った料理で、ビタミンやミネラル、食物繊維などを多く含みます。色や形もさまざま、食事全体の味や彩りを豊かにします。

主菜

魚や肉、卵、大豆製品などを使ったおかずの中心となる料理で、たんぱく質や脂質を多く含みます。食材や量、調理方法によって、1 食のエネルギーや栄養素量に大きく影響します

主食

ごはん、パン、めん類などで、炭水化物を多く含み、エネルギーのもとになります。主食をなににするかによって、おかずが違って来るので、食事全体を決める中心の料理です。

その他

食事全体にゆとりやうおいを与えてくれる、汁物、飲物、牛乳、乳製品、果物などです。1 日全体のバランスを考えてとります。

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の推奨のためのシンボルマークができました。



マークのデザインは、円を三分割してシンプルな線や面で、主食・主菜・副菜の 3 つの料理を表現。黄色が「主食」、赤色が「主菜」、緑色が「副菜」で主食・主菜・副菜の組合せを意味します

2 滑川市生涯いきいき食育推進計画体系図

食育キーワードは **なめいかわ**

基本理念

《食》は生きる根源・生きる力を身につける食育推進

- ①生涯にわたる健全な食生活の実現
- ②自然の恩恵や人々の活動に対する感謝の念の醸成
- ③地域の特性に応じた食育推進活動の実施
- ④子どもたちに対する食への積極的な取り組み
- ⑤食に対する様々な体験活動の実践
- ⑥日本の食文化や地域性を生かした食生活への配慮と地産地消の推進
- ⑦食の安全性に関する情報提供

市民：協働

★市民行動目標（めざす食育）★

な

何でも残さず
食べよう

- ★毎日お米を食べよう
- ★野菜を食べよう
- ★魚を食べよう

め

目指そう正しい
食習慣から健康管理を

- ★早寝早起きをして
朝ごはんを食べよう
- ★食事バランスガイド・
「健康な食事」を活用
しよう

い

理解しよう
地産地消の良さ

- ★旬の食材や滑川産
（富山県産）食材を
とろう

か

家族そろって
楽しい食事

- ★家族で食卓を囲もう
※週に1度は家族
そろって食事（共食）
をしよう

わ

忘れないでね
感謝の心

- ★心をこめて
「いただきます」
「ごちそうさま」
を言おう

地産地消

行政：市民を支援

3つの推進目標

- ①元気な子どもの育成
- ②健康で長生きできる人生
- ③地域の活性化

基本方針7つの施策

- ①家庭における食育の推進
- ②保育所、幼稚園、学校等における食育の推進
- ③地域、職域等における食育の推進
- ④生産者と消費者との交流の促進
- ⑤地産地消の推進
- ⑥食文化の継承のための支援
- ⑦食育の推進に関する普及啓発

3 食育施策の総合的な取り組み

(1) 食育の総合的な推進

健康で楽しく暮らしていくためには、子どもの段階から正しい食習慣を形成していくことが重要です。

また、成人や高齢者に至る段階においては、食生活を改善して生活習慣病を予防することが一層重要となるとともに、地域の伝統的な食文化を伝承するなど社会的な役割も期待されるようになります。

このように、それぞれのライフステージによって、食育として取り組む内容は変化していくものであり、食に関わる生活も子どもたちにとっては家庭や学校が中心となり、成人にとっては地域や職場が中心になることから、それぞれのライフステージや食に関わる各場面を通じて、食育を総合的に推進していきます。

◆ 保育所、幼稚園等における食育推進

保育所、幼稚園等における「食」の体験の積み重ねは、子どもたちの健やかな心と体の発達に欠かせません。「食を営む力」の育成に向けた「食育計画」を保育・教育計画に位置付け、充実した食育活動になるよう取り組みます。さらに、栽培や収穫、調理や片付けなどの体験活動を実施します。

また、食に関わる産業や、地域の人々とのふれあいを通じて、食事のあいさつやマナーを身につけ、感謝の気持ちを育んでいきます。

市保育所給食担当栄養士や食生活改善推進員、食育サポーターが行う食育教室を通じ、規則正しい食事のリズムや健康に必要な食品を知り、食事は楽しく・おいしく食べ、苦手な物も食べることができるようになることを目指しています。

保育所・幼稚園等での食事に関心をもってもらえるよう、給食だよりの発行や給食の展示を通じた情報提供により、保育所・幼稚園等での食事の様子を伝えることで、家庭での食育の実践が広がっているようです。今後も食生活に関する相談等に応じ家庭と連携・協力して食育の充実に努めていきます。

◆ 学校における食育推進

学校における食育の推進を通して、子どもは正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくことができると考えられます。

そこで、市の「食育教育推進年間計画」に基づき、教科や特別活動、道徳、及び給食の時間の指導を引き続き進めていきます。その際、栄養教諭は授業における担任(教科担任)とのティームティーチングや給食の時間の指導で、その専門性を発揮できるようにします。特に、学校給食を生きた教材として積極的に活用していきます。

この時期の子どもの望ましい食習慣の形成には、保護者との連携が必要になります。そこで、給食だよりや保健だよりを利用したり、親子で食について体験できる場を設定したりして、食の重要性について家庭への啓蒙に努めます。子どもが家庭での食事を楽しみにし、家族そろって食事をすることで豊かな人間性が育まれると考えます。

さらに、稲や野菜の栽培、地域での体験、生産者を招いての給食等を通して、食物や給食に携わる人への感謝の気持ちを育んでいきます。

また、食物アレルギー、肥満傾向、痩身願望、スポーツと栄養等、専門的な立場から個別的な指導が必要な場合は、一人ひとりの食生活の実態を把握し、個に応じた相談指導を行っていきます。中学校においては、滑川中学校に「食育科学部」、早月中学校には「食育部」を設け、部活動を通じて食育の体験を深める学習環境を整備しています。

◆ 社会教育（地域）における食育推進

長い歴史の中で受け継がれ、育まれた豊かな食文化を守るため、高齢者や地域の传承人を講師に、古くから伝わる郷土料理を子どもたちに伝承されるよう、料理教室を開催します。

また、県の「とやま食の匠」制度等を活用し、各種研修会や料理教室などを通して、優れた技術等の普及と後継者の育成を図ります。

◆ 農業分野における食育推進

(ア) 滑川産野菜等の生産・購買向上のための体制整備

朝市・直売所における利用者拡大を図るため、市のホームページ等に、朝市・直売所の設置場所や開催日時を掲載し、安全安心で新鮮な滑川産野菜を広くPRするとともに、スーパー等でのインショップ（直売所）の開設を支援します。

学校給食における滑川産野菜等の使用率の維持・向上を図るため、若い世代の生産者を増やすとともに、野菜作りの講習会を開催し、技術力の向上を図ります。また、学校給食への食材の供給に対して支援を行います。

(イ) 子どもを中心にした農作業体験の推進

学校、地域、行政が連携し、より多くの子どもたちが、地元農産物である米、野菜、果物等の一連の農作業を体験し、地元食材への関心と理解を深めるよう、教育ファームの拡充や農作業体験の提供に努めます。

(ウ) 郷土料理の伝承推進

地域の特産物や伝統食材の普及啓発及び特産品の生産加工の支援などを通じて食文化の保護・継承を推進します。

◆水産分野における食育推進

富山湾はその特徴的な地形から豊富な水産資源に恵まれ、国内でも有数の漁場となっており、私たちは普段からその恩恵にあずかっているといえます。魚介類には多くの栄養成分が含まれており、魚介類を摂取することで、栄養バランスのとれた健全な食生活を送ることが重要です。

しかしながら、調理に手間がかかることや骨があるため食べにくいことなどの理由により、特に若年齢層に敬遠されがちであることから、栄養特性とその摂取による健康上のメリット等を普及することで、魚食への関心を高めてもらふことが必要です。

そのための魚介類のおいしい食べ方や調理方法の料理教室やさばき方教室について、滑川漁業協同組合女性部などと連携した取り組みの充実を図ります。

◆健康づくり（生活習慣病予防・介護予防）における食育推進

健康づくりには、毎日の食生活が大きく関係しているため、食と健康に関する正しい知識の普及や健全な食生活の実践を推進することが重要な取り組みとなります。

市では、市民一人ひとりが健全な食生活を実践できる力を養えるように情報の提供や栄養指導を充実し、健康の保持増進を目指していきます。

特に、現代社会は日本型食生活の崩れから内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）や高血圧、糖尿病、脂質代謝異常症等の食生活との関連が深い生活習慣病が増加しているため、地域・職域において正しい食生活の情報提供や意識啓発を行い、保健師・管理栄養士等からの指導を充実させます。

また、高齢者やその家族を対象に、介護予防の一環としてシルバー料理教室等を開催し、講義と調理実習を通じて、低栄養の予防やバランスのとれた食事に関する知識の普及を図ります。

4 施策の基本方針と主な取り組み

基本理念や市民行動目標の実現のため、今後の施策の基本方針と具体的な取り組みを示し、食育を推進します。

(1) 家庭における食育の推進 ～正しい食習慣の確立～

食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきました。しかしながら、社会環境が変化し、生活習慣が多様化する中で、家庭における食に関する作法や望ましい食生活の実践等については、不十分であると言われています。

また、健康寿命の延伸の観点から家庭における日々の食生活を見直すとともに生涯にわたり生活習慣病の予防や改善にも努めていくため、次世代に伝える食育の推進がこれまで以上に重要になっています。

家庭における食育に関する理解と実践が促進するよう子どもたちが自ら体験できる料理教室や食を楽しむ機会を提供することにより、食育に対する関心や理解を深め、家庭においても親子で実践できるよう必要な事業を行います。

また、妊産婦や乳幼児の各時期に適応した栄養指導を行うとともに、栄養に関する情報の提供により正しい食習慣の確立がなされるよう必要な事業を行います。壮年期、高齢期の方々に対しては、健康で長生きできるよう、年齢に応じた栄養指導や生活習慣病を予防するための料理教室を通じ、家庭において正しい食習慣が実践されるよう必要な事業を行います。

また、病後の人やその家族に対して、再発や二次障害を予防するため、病態に応じた食生活が家庭で行えるよう個別相談等を通じ支援します。

具体的な取り組み

(◎ … 新規や重点的な取り組み)

◆ バランスのとれた朝食の摂取

一日の活動のスタート源であるバランスのとれた朝食を家族みんなが摂り、元気な毎日を過ごせるよう「家族みんな朝ごはん」を推進します。

子ども課 学務課 市民健康センター

◆米を中心にした日本型食生活の推進

米の消費が減少し、魚や野菜の摂取量の不足や肉類及び脂質の過剰摂取による栄養バランスの偏りなどが問題視されています。市民一人ひとりの望ましい食習慣の実現のため、普及啓発や地区食育講座の開催などにより、日本型食生活を推進していきます。

子ども課 学務課 生涯学習課 農林課 市民健康センター

◎◆家庭の味や食文化の伝承と共食の増加

食卓における親子間、世代間におけるコミュニケーションや食文化の伝承につながるよう、乳幼児期、学齢期の保護者を対象とした講座や、地域への情報紙の配布などを通して普及啓発を行い、共食の機会の増加を図ります。

子ども課 学務課 生涯学習課 農林課 商工水産課 市民健康センター

◎◆個人に応じた食生活支援

妊産婦から高齢者まで、妊娠・授乳期や離乳食、生活習慣病予防食、食事療法（病態栄養）、病後等の各対象に応じた食生活に関する個別相談を行い、市民の一人ひとりが各自に適した食生活が行えるように支援します。

市民健康センター

（２）保育所、幼稚園、学校等における食育の推進

～指導体制・指導内容の充実や体験活動の実施～

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響がみられることから、保育所、幼稚園、学校等における効果的な食育の推進を図るため食育に関する指導体制や指導内容を充実します。

また、教育の一環として、食料の生産から消費に至るまでの様々な食に関する成り立ちを知ることによって食に関する感謝の念や家庭へ良い波及効果がえられることから、食育体験活動を積極的に行い、小学校、中学校の各教科等で食育を学べるよう支援します。

具体的な取り組み

◎◆食育指導の充実・均一化の促進

市内の保育所、幼稚園、学校等における食育指導を徹底し、どの施設でも食育指導が展開され、食育の学びの機会が隅々まで行き届くように体制を整備します。

子ども課 市民健康センター

◆栄養教諭による食に関する指導の充実

栄養教諭による食育指導が市内全小・中学校において計画的に実施されるよう調整を図ります。

学務課

◎◆体験型食育教室の充実

食習慣の基礎が形成される幼児期に健康センターにおいて、年長児を対象にした日本型食事（一汁二菜）の料理体験をするキッズ料理教室を重点事業として、給食を通じた食育指導、虫歯予防と合わせた食育教室を実施し、充実した食育指導を実施します。学童期においても野菜の栽培活動を通じた食農体験や、家庭での魚食の推進につながるよう魚料理等の親子料理教室を開催します。

子ども課 学務課 市民健康センター

◆教科等や保育による食に関する指導の充実

学校では食べ物と健康との関わりや自然・社会との関係など、生きていく上で食が果たす重要性を学ぶことで、食に関する興味や関心を高めます。また、食に関する年間指導計画を作成し、各教科や総合的な学習の時間、給食の時間等において、担任や栄養教諭が計画的に食育指導に当たります。

保育所、幼稚園等においても保育計画、幼稚園指導計画に食育に関する内容を盛り込み、計画的に食育を推進していきます。

子ども課 学務課

◎◆食育を通じた健康状態の改善

栄養教諭や市保育所給食担当栄養士は、学級担任、学校（園）医、養護教諭（看護師等）と連携して、保護者の理解と協力の下に、肥満など心身の健康に及ぼす影響等、健康状態の改善等に必要な知識を普及するとともに、食物アレルギー等、食に関する健康問題を有する児童・生徒に対しての個別的な相談指導を行います。

子ども課 学務課 健康センター

◎◆未就学児の食育指導

就学前の幼児が発育・発達段階に応じて健全な食生活を実践し、望ましい食習慣の定着と豊かな食体験を積み重ねていくことができるよう児童館、子育て支援センター、保育所、幼稚園等において、食育活動を実施します。

子ども課 健康センター

（３）地域・職域等における食育の推進

～ボランティアの養成と育成、関係機関との連携による食育の普及啓発活動の促進～

地域や職場において食生活の改善を促進し、生活習慣病の予防及び改善を通じて健康を増進するため、食育の知識を有するボランティアの養成や育成を行い、家庭、地区公民館、学校、保育所・幼稚園、生産者、企業等関係機関との連携しつつ、地域における食育の普及啓発活動の推進がなされるよう事業を展開します。

具体的な取り組み

◎◆食育推進に関わる人材の養成・育成

食生活改善推進員やなめりかわ食育サポーター及び食育サポーターの上級資格者である食育インストラクター等、地域において食育を推進する食育リーダーの養成と育成を継続して行います。

管理栄養士、栄養士、調理師など食に関わる専門的知識を有する人材を活用するため、食に関する研修会などを開催し、資質の向上を図ります。

子ども課 学務課 市民健康センター

◎◆食育ガイド・食事バランスガイド・健康な食事等の活用促進

各ライフステージに応じた食事バランスについて正しく理解し、望ましい食生活を実践していけるよう、「食育ガイド」「食事バランスガイド」や「健康な食事」「食生活指針」等の普及・啓発を図ります。

子ども課 学務課 農林課 市民健康センター

◎◆健康寿命の延伸につながる食育の推進

生活習慣病予防及び改善につなげるため、栄養バランスや自分にあった食事の適量など、栄養・食生活に関する知識を身に付けられるように、パンフレットの発行や各種イベント、地域・職域（事業所等）で行う出前講座やイベントなどを通じ、食に関するさまざまな情報を発信します。

市民健康センター

◎◆歯科保健活動における食育の推進

健康寿命の延伸には、健全な食生活が大切であり、よく噛んでおいしく食べるためには口腔機能が十分に発達して維持されることが重要です。

摂食・嚥下等の口腔機能について、乳幼児期における機能獲得から高齢期における機能維持・向上等、生涯を通じてそれぞれの時期に応じた歯と口の健康づくりを通じた食育に取り組みます。

子ども課 福祉介護課 市民健康センター

◎◆青年期における食育の推進

若い世代、特に男性における健康や栄養に配慮した食生活の実践が課題となっていることから、若い世代が食に関心を持ち、自らの食生活の改善等に取り組んでいけるよう、効果的な情報提供をするとともに、地域等での共食によるコミュニケーションを通じて食に関する理解や関心を持てるよう事業を推進します。

市民健康センター

(4) 生産者と消費者との交流の促進

～生産者と消費者との交流の促進や調和のとれた食料の生産・消費の促進～

生産者と消費者との交流の促進により、両者の信頼関係の構築を支援し、消費者が生産者に対する感謝の念や理解を深めつつ、調和のとれた食料の生産や消費が行われるよう事業を行います。

具体的な取り組み

◆地場産品活用や体験活動の推進

地場産食材を生産する、調理する、食べるという体験から、地場産食材の良さを再認識してもらうため、親子などを対象に地場産食材を使った料理教室の開催を支援します。また、地場産品やそれを材料にした加工品の開発や販売を支援します。

農林課 商工水産課

◆直売所・インショップへの支援

生産者の顔が見える安全で安心な地場産食材の生産、消費の促進を支援し、地場産食材をPRするとともに、さらなる消費拡大を図るため、直売所マップなどによる農水産物直売所の周知やスーパーなどでの地場産品コーナーの拡大に取り組みます。

農林課 商工水産課

◎◆農業・漁業体験の推進

食を支える農業・漁業への理解を深めながら食への感謝の気持ちを育むため、農漁業者や関係機関・団体の協力を得て、農水産物の生育状況などを実感・体験できるような保育所、幼稚園、学校等における農林漁業体験活動を推進します。

農林課 商工水産課

(5) 地産地消の推進

～市内で生産された農林水産物の学校給食や家庭における利用の促進～

市内で生産された安全かつ安心な農林水産物が学校給食に利用されるよう促進するとともに、市民にも積極的に消費されるよう農林水産物の生産力向上と流通・販売を図る事業を行います。

具体的な取り組み

◎◆学校給食での地場産品使用率維持・拡大

生産者、流通業者、給食業務関係者、学校関係者、行政機関が連携し、地場産品の学校給食への使用拡大を図ります。

農林課 商工水産課

◎◆学校給食野菜栽培推進事業の推進

学校給食食材の生産を促進する補助事業の推進により、滑川産野菜の積極的な供給を促し、学校給食における地場産品使用率を維持・向上させます。

農林課

(6) 食文化の継承のための支援

～伝統的な食文化の継承～

日本の伝統的な食文化が自然の尊重を通じて培われてきた多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重や健康的な食生活を支える栄養バランス、自然の美しさや季節の表現、正月などの年中行事との密接な関わりという4つの特徴を持つ食に関する社会的慣習としてユネスコの無形文化遺産に登録されたことも踏まえ、「和食」の保護・継承に国をあげて取り組んでいます。

市においても地域の特色ある伝統的な食文化の伝承を推進し、これらの食文化が引き継がれるよう関係機関・関係団体と連携して事業を推進します。

具体的な取り組み

◆食文化継承活動の推進

地域で育まれた郷土料理や行事食、地域ならではの食材など、地域の食文化を伝え引き継ぐため、食育ボランティアや高齢者、各種関係団体と協働して、料理教室開催や普及啓発を図ります。

また、給食には季節ごとに郷土料理や行事食を取り入れた献立の提供を強化します。

子ども課 学務課 生涯学習課 農林課 商工水産課 市民健康センター

(7) 食育の推進に関する普及啓発と実践の定着

～関係者相互のネットワークと市民の実践による食育推進～

市は、効果的な食育の推進を図るため、関係者相互の意見交換等により、ネットワークを強化すると共に市民自らの食育実践につながるよう情報の提供や発信を通じ、食育の普及啓発に努めます。

具体的な取り組み

◆食育関連組織の連携機能充実

滑川市食育推進会議をはじめ、食育関係機関及び関係者による組織を十分に機能させ、食育の推進が円滑に進むよう連携を強化します。

市民健康センター

◎◆市民に対する食育の情報提供と食育活動への支援

市のホームページに食育に関するコーナーを設け、食育に関する情報発信を一元的に行います。また、市民が行う食育に関する勉強会、料理教室などの事業について、講師の派遣や資料提供などの支援を行います。

市政講座の食育に関する講座の利用など、市民の積極的な食育活動の展開につながるよう努めます。

市民健康センター

5 食育推進関係者の役割

食育を効果的に推進していく上で、市民、関係者及び行政の役割はとても重要になります。それぞれの役割を示し、食育を推進していきます。

(1) 市民の役割

食育の主役は、市民です。子どもから高齢者まで、健康な人も疾病を持つ人も障がいのある人も、すべての市民が食に対する関心を深め、市民一人ひとりが、それぞれの状況に応じた食育活動を実践することが大切です。

また、地域・家庭においては、食卓づくりを女性だけに任せるのではなく、男性や子どもたちが積極的に参加し、「自分で食材を選び調理できる能力」「家族が食卓を囲んだ楽しい食事」「主食、主菜、副菜の揃った食事の普及」「食べ残しや廃棄の減少」「いただきます、ごちそうさまのあいさつによる食事への感謝」「食事マナーの習得」などの食育活動に積極的に取り組み、体の健康だけでなく心の健康や社会性の発達も促すことが求められます。

(2) 地域の役割

児童クラブ・町内会・ボランティア団体・関係団体等が、学校・行政と連携し、食を通じた交流を図ることで心身ともに健康で豊かな地域づくりにつながるよう様々な機会を通じた食育の普及啓発に努めます。

(3) 保育所、幼稚園、学校等の役割

保育所、幼稚園、学校等の関係者は、生涯の食習慣の基礎をつくる重要な時期を支えるため、家庭、地域、行政、給食関係者、農産物等の生産者、流通・加工業者など多くの関係者と連携し、さまざまな機会をとらえ、食育を総合的に推進する必要があります。

食育を通じた精神や社会性の発達にも考慮し、望ましい食習慣、食に関する知識の習得、給食や体験活動を通じ、食への興味や理解の促進を図ることで、子どもをはじめ地域・家庭への食育効果が期待されます。

学校給食においては、給食を通じた食育指導を充実させ、児童・生徒に食の大切さを伝えます。また、食育とあわせ小児期や若年からの生活習慣病予防対策の強化を図ります。

(4) 農林漁業者等の役割

農林漁業者及び関係団体は、地産地消の実現のため、地元の食材を活かした料理や旬の素材が家庭や学校などに積極的に取り入れられるよう、関係団体と連携し推進することが期待されます。

また、農漁業体験活動を通じ、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性を広く市民に周知すること、「農」のもつ自然環境の保全、景観の創出、人間性の再生、伝統文化の伝承等の側面を伝えることも期待されます。

(5) 食品関連事業者等の役割

市民の食生活に一番身近な関係者でもある食品の製造、加工、流通、販売及び食事の提供を行う事業者及び関係団体は、市民が食品購入や外食などの機会における、食の安全性に関する情報の提供、生産者と消費者の距離を近づける努力、ヘルシーメニューの提供など、食育の推進に努めるとともに、市が実施する食育推進に関する施策や活動に協力することが期待されます。

(6) 行政の役割

「滑川市生涯いきいき食育推進計画」に基づき、食育を市民運動として推進するために必要な施策を展開するとともに、円滑な施策の推進を図るため、食育担当課を中心に庁内及び関係機関と連携を図り、食生活や健康づくりの基本である家庭をはじめ、教育関係者、農業漁業者、食品関連事業者、関係機関・団体、企業などにおける自主的な取り組みを支援します。

また、目標の達成状況を含め、その進捗状況を適切に把握し、広く市民にも明らかにするように努めます。

6 施策を推進するための指標

施策を推進していくにあたり、成果や達成度を指標により把握できるよう目標値を設定します。現状値は、現在把握している直近実績値とし、平成32年度の目標値は、国等の関係計画も参考にして整合性を図りながら、本市の実情に合わせて設定しています。



1 元気な子どもの育成（早寝・早起き・朝ごはんと食習慣の充実）

項 目	主食・主菜・副菜（汁物） のそろったバランスの とれた食事内容の実践	朝食における米が 主食の割合	家庭における魚（加工品 以外）の摂食回数	家族全員で夕食を食 べる割合
現 状 値 （直近実績値）	乳幼期 36% 学齢期 38% 思春期 45%	乳幼期 63% 学齢期 — 思春期 48%	小学生 1～2／週 36.8% 中学生 1～2／週 50.8% （※加工品含む）	小学生 44.7% 中学生 47.3%
目 標 値	全ライフステージ 50%以上	全ライフステージ 70%以上	小学生 3日以上／週 50%以上 中学生 3日以上／週 50%以上	小学生 60%以上 中学生 60%以上

2 健康で長生きできる人生（食生活改善から健康寿命延伸）

項 目	メタボリック シンドローム の該当者割合 の減少（国保特 定健診結果）	食育指導者の養成と主体的活動の 展開	食生活改善推進 員及び食育イン ストラクターの 自主活動回数	家庭で食育実践する人の 増加
現 状 値 （直近実績値）	該当者割合 男性 28.9% 女性 12.1%	食生活改善推進員会員数 147人 なめりかわ食育サポーター養成者数 81人 （うち上級インストラクター数 15人）	2回	青年期 66.0% 壮年期 66.3% 高齢期 89.0%
目 標 値	該当者割合 男性 26% 女性 11%	食生活改善推進員会員数 160人 なめりかわ食育サポーター養成者数 100人 （うち上級インストラクター数 25人）	10回	青年期 70%以上 壮年期 70%以上 高齢期 100%に近づける

3 地域の活性化（食を通じた地域交流の促進）

項 目	家庭における地産地消の推進	郷土料理の伝承	学校給食地場産食材使用率の維 持向上
現 状 値 （直近実績値）	富山県産（滑川産）を意識して 買い物する人の割合 （意識する、どちらかといえば 意識する） 40.7%	キッズ料理教室開催回数 15回 郷土料理の伝承普及啓発 事業開催回数 17回	学校給食用食材への地場産野菜 供給率（滑川産） 50.0%
目 標 値	富山県産（滑川産）を意識して 買い物する人の割合 （意識する、どちらかといえば 意識する） 60%以上	キッズ料理教室開催回数 20回 郷土料理の伝承普及啓発 事業開催回数 30回	学校給食用食材への地場産野菜 供給率（滑川産） 60%

第4章 生涯を通じた食育推進の取り組み

1 ライフステージ別の食育推進

滑川市生涯いきいき食育推進計画では、生涯をいきいきと過ごすために、各ライフステージに応じた食育事業を適切に実施していきます。事業の実施に際しては、各ライフステージの食生活特性と国の食生活指針をふまえ、担当を明確にして事業を推進していきます。

行政、地域、職域、関係機関や団体が連携し、食育事業に進んで参加していただくとともに、市民の皆さんも、食育キーワード「なめりかわ」の市民行動目標や各自のライフステージにおける指針を基に、様々な食育事業の機会を有効に利用して各家庭での食育実践の拡がりや定着につながるよう食育事業を展開します。

[ライフステージ別食生活指針と具体的な取り組みと事業内容]



妊娠期・授乳期

この時期の食生活特性

- ・母体の健康と胎内での健全な子どもの成育のためにバランスのよい食生活に留意する重要な時期

食生活指針

- ・妊娠週数や授乳期に合わせて必要な栄養を適切にとりましょう

[行 政]

■健康センター■

事 業 名	内 容
母子手帳交付	・ 母子健康手帳交付時に、親の食生活が子どもの食生活に大きな影響があることを伝え、健全な食生活が送れるよう妊娠期の留意点を啓発します。
ママと赤ちゃんのふれ愛会	・ ママと赤ちゃんのふれ愛会では、母乳で育てる大切さや授乳期の食生活の指導を通じ、健やかな赤ちゃんの育成につなげるための正しい知識の普及に努めます。
プレママさんの健やかセミナー	・ プレママさんのすこやかセミナーでは、妊産婦のための食事バランスガイドを活用しての栄養の話や食生活に取り入れやすい内容での調理実習を実施します。
妊婦歯科検診事業	・ 妊娠期の歯や歯肉などの口の健康管理に関する妊婦歯科健診を実施し、歯科衛生の面からも胎内の赤ちゃんの健やかな成長を支援し、元気な赤ちゃんの出産の一助とします。



乳 幼 児 期

この時期の食生活特性

- ・ 食べる楽しさを知り、食生活の基礎を身につけていく時期

食 生 活 指 針

- ・ 食事のリズムを身につけるとともに、食への興味や関心を広げましょう

〔 保育所、幼稚園等 〕

- (1) 毎日の保育生活の中で早寝早起き朝ごはんをPRします。
- (2) 給食だより等を通じ、保護者向けの食育啓発を図ります。
- (3) 食育むし歯予防教室を開催し、よく噛んで食べることや食事後の歯みがきなどを通じ、むし歯予防と偏食をしない元気な子どもになれるよう働きかけます。
- (4) 各施設で策定した食育計画に従って食育を進めます。
- (5) 食育教室や給食を通じ、食事のマナーや後片付け・感謝の気持ちなどを伝えとともに、友だちと楽しく食べることにより食を楽しむ心を育てます。
- (6) 野菜の栽培や収穫を通じて身近に農と触れ合うことで、体験の中から食に関心をもつよう取り組みます。

〔 地域・事業者 〕

- (1) 農業体験場を提供し、身近で野菜作りが体験できるよう協力します。

〔 行 政 〕

■子ども課■

事 業 名	内 容
保育所給食・ 給食だより	・ 保育所等の給食では、乳幼児期に必要な栄養を考慮することはもとより、できるだけ地場産品を使用し、地産地消に配慮した献立を実施します。 ・ 保育所、幼稚園等での給食を通しての食育指導を支援します。

■農林課■

事 業 名	内 容
とやま食材ふれあい 事業	・ 地域の方の指導を受けながら、農作物の植え付けや収穫の体験とその収穫物の調理を通じての食育事業を実施します。

■健康センター■

事業名	内容
4 か月児検診離乳食講習会	・ 4 か月健診離乳食講習会では、離乳食のモデルメニューを提示しながら離乳食の説明を行い、離乳期における健康な食習慣の基礎づくりと子どもの「食べる力」を育てるために、個々の子どもの成長や発達にあった離乳を支援します。
すこやか子育て相談会	・ すこやか子育て相談会では、子どもの成長に応じた食事の形態や食事内容などについて個別相談の機会をもうけ、子ども一人ひとりが健やかに成長できるよう支援します。 ・ 食物アレルギーなど食事に配慮が必要な乳幼児の個別相談に応じ、「楽しく食べること」を支援します。
1 歳 6 か月児健診	・ 1 歳 6 か月健診では、健康な歯をつくるために歯科検診とともに歯科衛生士による子どもの歯についての話、乳幼児の歯のブラッシング指導をします
3 歳児健診	・ 3 歳児健診では、歯科検診・個別歯科相談、保健相談や健康な食習慣・生活習慣が身に付くように、全員に個別食育相談を実施し、総合的に幼児期の健康増進を支援します。
フッ素塗布	・ フッ素塗布事業を実施し、フッ素の普及とむし歯予防に対する意識を高め、健康な歯をつくるための啓発を図ります。
食育むし歯予防教室	・ 保育所・幼稚園等でのむし歯予防教室に講師を派遣し、ブラッシング指導を行い、歯磨き習慣の定着を図ります。また、紙芝居など食育啓発媒体を使って偏食の是正を呼びかけ、むし歯予防の習慣付けを図ります。
キッズ料理教室	・ 食育サポーターや食生活改善推進員の協力を得て、キッズ料理教室を開催し、旬の食べ物の話や調理実習を通じて体験の中から食への関心がもてるよう働きかけます。

乳幼児期の食育推進重点事業

○キッズ料理教室

1 目的

食育は、食習慣の基礎づくりである幼児期・学童期が特に重要であるといわれています。この時期の食育は受動的な座学による学びに加え、実際の料理を通じた能動的な食育体験において、「料理を完成させる」という成功体験を自分自身で体感することにより、食に興味をもつことに加え、自己肯定感を培う機会となるなど、心の成長にも大きな成果が期待できます。その指導には、子どもの食育体験を安全で適格に実施できるよう支援できる人材育成として、第1次計画期において、なめりかわ食育サポーター81名を養成してまいりました。

第2次計画では、本事業を今後も継続し、市内のどの保育所、幼稚園等においても均一な食育体験ができるよう食育サポーターの主体的な活動として実施し、食育を通じての心身共に健やかな子どもの育成の重点事業とします。

2 対象者

市内保育所、幼稚園等の年長児

3 内容

- ・料理をするときの注意点…手洗い、包丁の持ち方、手の添え方など
- ・季節の食材を使った日本食の伝統料理等
- ・基本料理の体験…一汁二菜、お米の研ぎ方、ごはんの炊き方など

4 会場

滑川市民健康センター・滑川市児童館等

5 指導者

市保育所給食担当者やなめりかわ食育インストラクター（サポーター）や食生活改善推進員の協力を得て行政と地域ボランティアの連携で行います。

キッズ料理教室の様子



〔滑川中央保育園〕



〔坪川保育所〕



〔和光保育園〕



〔浜加積保育園〕





学童期 ・ 思春期（中学生）

この時期の食生活特性

- ・ 食を楽しむ心を育て、規則正しい食習慣を定着させる時期

食生活指針

- ・ 早寝、早起きをして3食きちんと摂りましょう
- ・ 体験などから食の大切さを学びましょう

〔 学 校 〕

- (1) 学校毎の教育計画に位置づけた食育計画に基づき、各学年に応じた食育指導を実施します。
- (2) 栄養教諭による食育を推進します。
- (3) 毎月19日の「食育の日」には、地場産品をたくさん使用した献立を通じ、自然への恩恵と生産者への感謝の気持ちを醸成します。
- (4) 早寝早起き朝ごはんを奨励し、朝食調査結果を基に現状を把握し、欠食率を下げる方策を検討します。
- (5) 毎日の給食を通じて食育を実施するとともに、給食だよりや保健だよりを通じて食や健康に関する情報を提供します。
- (6) 適正体重や肥満などについて、身体測定時の事後指導を行い、食習慣からの生活習慣病予防を推進します。
- (7) 教科や総合的な学習の時間、特別活動等を通じて、食の大切さや食事マナーを習得させます。
- (8) 食事後の歯みがきなど口腔衛生面からも、おいしく食事ができるよう働きかけをします。
- (9) 学校農園での野菜作り等を通して土と触れ合い、体験の中から食への関心を育みます。

[地 域]

- (1) 食育サポーターや食生活改善推進員などの地域ボランティアの協力により、親子食育教室などを開催し、親子で一緒に調理実習や試食することで料理の楽しさ、食べることの楽しさを知り、食育についての学びの機会を増やします。
- (2) 地区公民館事業の中で、食育に関する事業を実施します。
- (3) 地域の農家の方の協力により、農業体験の場（教育ファーム）を提供します。

[行 政]

■学務課■

事 業 名	内 容
・給食だより ・保健だより	・毎月１９日の「食育の日」には、地場産品をたくさん使用した献立を実施して自然の恵みの大切さと食への感謝の気持ちを育てます。
学校給食での食育	・学校給食においての地場産品使用率を向上します。 ・米飯給食については、新米の収穫時期にいち早く滑川産「てんたかく」や「コシヒカリ」を提供し、米のおいしさを体験することで、日本型食生活の良さを推奨します。
食育教室	・学校と連携を図り、食生活を含めた生活習慣等の講話や魚を使った料理教室等を実施し、食と健康についての知識を深め、正しい食習慣が身につくようにします。

■農林課■

事 業 名	内 容
野菜栽培体験	・直接、野菜の植え付けから収穫までを体験する教育ファームを整備し、農業を通じた食育を実施します。

■健康センター■

事業名	内 容
食育クラブ	各小学校区の放課後児童クラブ等と協力し、夏休み等の期間中に農作物の収穫と調理実習を合わせた食育クラブを開催し、体験を通じて生きた食育体験の機会を増やし、心に残る食育事業を推進します。



栄養教諭による食育指導

学齢期の食育推進重点事業

○食育クラブ

1 目的

小学生を対象とし、実際に食材に触れて料理を作るという体験を通じた食育指導を行い、食についてより興味をもたせることで親や家族にも食生活の重要性への意識付けを図ることにより、家庭での食育の推進にもつなげます。

2 対象者

市内小学生（小学校区単位で実施）

3 内容

- ・季節の食材を使った簡単な料理
- ・簡単なおやつづくり ※対象者の実情や希望に応じて行います。

4 指導者

市管理栄養士や食育サポーター・食生活改善推進員等の協力を得て、行政と地域ボランティアの連携で行います。

食育クラブの様子



南部小学校区放課後児童クラブの子どもたち



北加積小学校区放課後児童クラブの子どもたち

○キラリン・ピッカの食育キッチン

1 目的

小学生と家族等を対象とし、季節の食材を使用した日本型食事のバランス食の提供とミニ食育指導を行い、実際に食べることを通じて、自分にあった適量や栄養バランスを習得し「食選力」を養う機会を提供します。

このことにより、子どもを中心として、親や家族にも食生活の重要性への意識付けを図り、家庭での食育の推進にもつなげます。

2 対象者

市内小学生とその家族等

3 内容

季節の食材を使ったバランス食

4 開催日（予定）

夏休みと冬休み期間の2回開催

5 開催会場（予定）

滑川市民健康センター・市民交流プラザ

6 指導者

食育インストラクターの自主活動として、行政と連携して行います。

○メニュー集「おうちでやってみよう！」の作成

1 目的

市の重点施策として市内年長児を対象にキッズ料理教室を開催しています。一汁二菜の日本型食事を食育サポーターの見守りのもと、自分の力で一食の食事を作り上げる基礎体験ができていることを活かし、さらにその体験を家庭においても実践できるための教材としてメニュー集を作成します。

このことにより、子どもを中心として、親や家族にも日本型食事の取り組みを促す機会とし、家庭での食育の推進にもつなげます。

2 対象者

市内各小学校 小学1年生に配布

3 内容

季節の食材を使用するとともに滑川市（富山県）の郷土料理の伝承も含め、和食づくりの実体験を積み上げていけるような内容にします。

また、自分の取り組み状況がわかり、達成感を味わえるように工夫して作成します。



思春期（高校生）

この時期の食生活特性

- ・正しい食習慣や知識を身につけ、食の自己管理を始める時期

食生活指針

- ・自分の身体の成長や体調の変化にあわせて、食事を管理できるようにしましょう

[行政]

■商工水産課■

事業名	内 容
魚のさばき方教室	・若年層に敬遠されがちな水産物を積極的に食べるよう、中高校生を対象とした魚介類のさばき方教室を開催し、魚食の推進を図ります。

■健康センター■

事業名	内 容
若者世代の食育講座	・朝食の大切さや正しい食習慣を定着させるため、「若者世代の食育講座」を開催します。 ・大学生や社会人の準備期として一人で簡単な料理ができるなど、食の自立への支援をします。
スポーツ栄養講座	・簡単なバランス食や競技力アップのための「スポーツ栄養講座」を開催し、食からの健康な身体づくりを支援します。



青年期（19歳～35歳）

この時期の食生活特性

- ・健康的な食生活を自ら実践する時期

食生活指針

- ・食に関する幅広い知識を得るとともに、健康的な食生活を実践していきましょう

〔 専門学校 〕

- (1) 専門学校では、行政と協力し、授業を通じて食の自己管理の大切さを働きかけるとともに、社会人の準備期として一人で簡単な料理ができることやバランスのとれた食事づくりなど、食の自立を促します。

〔 事業所・企業 〕

- (1) 従業員の健康増進を目的にし、生活習慣病予防のための正しい食習慣を習得する機会を設けます。

[行 政]

■健康センター■

事 業 名	内 容
・若者世代の食育講座 ・健康栄養相談	・「若者世代の食育講座」などを開催し、バランスのよい食事、生活習慣病予防のための食生活などについての講話や調理実習を行い、食事バランスガイド等の普及啓発を通じ、健康に目を向け、よりよい食生活習慣が営めるよう導きます。



壮 年 期

この時期の食生活特性

- ・食生活からの生活習慣病予防に努める時期

食 生 活 指 針

- ・自分にあった食生活を実践し、家庭や地域でも食育に取り組みましょう

[事業所・企業]

- (1) 事業主は、職場検診を実施し、従業員が心身共に健康で業務に従事できるよう疾病の早期発見・早期治療につなげる管理体制を整えます。

また、職場で実施されていない検診等は、滑川市民にあっては、滑川市が実施している地域保健における健康増進事業を有効に利用し、地域・職域連携で従業員の健康の維持・増進に協力します。

[地域・事業者]

- (1) 食生活改善推進員による地域への伝達講習会や男性料理教室などを通じて、食生活の向上を推進していきます。

- (2) 食生活改善推進協議会等、各種関係団体の自主学習会などを通じて、食育に関する知識のレベルアップを図ります。
- (3) 食品関連事業者は、市民が自分に適した食事を選択できるよう、富山県が行っている健康づくり協力店の制度(外食料理の栄養成分表示)を利用し、情報提供を進めます。
- (4) 適切な食品表示はもちろん、食品の安全性を確保し、徹底した衛生管理に努めます。

[行 政]

■農林課■

事 業 名	内 容
直売所マップの作成	・農産物等の直売所マップなどで地場産品を紹介します。
郷土料理の伝承	・伝統料理などの食文化を伝承するための世代間交流を進めます。
市民農園	・市民農園の開設を支援し、家族で市民農園を利用して自らが作った新鮮な野菜を調理して食べることで家族の人間関係を構築するとともに、農業を理解してもらう場を提供します。

■生涯学習課■

事 業 名	内 容
料理教室	・男性も女性もお互いに協力して食事の支度ができる事が望ましく、そのための各種料理教室を開催します。

■健康センター、農林課、商工水産課■

事業名	内 容
食育イベント	・食育月間を中心に食育に関するイベントを開催し、市民に幅広く食育を普及・啓発します。

■健康センター■

事業名	内 容
ボランティア養成講座	・食生活改善推進員や食育サポーターの養成講座を開催し、講話や調理実習を通して、食育や栄養についての知識を学び、地域と連携して食育を推進します。
健康栄養相談	・健康、食習慣・生活習慣、歯の健康管理等の相談を実施し、健康づくりを支援します。
生活習慣病予防講習会	・バランスのよい食事、生活習慣病予防のための食生活などについての講話等を行い、「食事バランスガイド」「健康な食事」の普及啓発を通じ、健康に目を向け、よりよい食生活習慣が営めるよう導きます。 ・滑川市いきいき市政講座の食育に関する講座を通じ、食育の普及・啓発を働きかけます。

壮年期の食育推進事業

○生活習慣病予防講習会

1 目的

市の食生活改善事業のボランティア活動に取り組んでいる食生活改善推進員の活動として、地域の公民館において、生活習慣病予防食の普及啓発を図ります。減塩やバランスのとれた食生活を家庭において実践しやすいように試食や食事バランスガイド、健康な食事の普及啓発を行い、健康増進を推進します。

- 2 実施主体
滑川市食生活改善推進協議会・滑川市民健康センター
- 3 対象者
滑川市地区住民
- 4 実施場所
滑川市内の公民館等
- 5 内容
 - (1) 適塩を知ろう
 - (2) メタボ予防食など※毎年活動テーマを選定し、市内統一の内容で順次実施していき、市内の隅々まで食からの生活習慣病予防を図る一助とします。



高 齢 期

この時期の食生活特性

- ・健康長寿を目指し、食生活からの介護予防に努める時期

食 生 活 指 針

- ・自分の健康に合わせた食生活を実践しましょう
- ・食を通じた交流の場を持つとともに、次世代に食文化を伝えましょう

[地域・事業者]

- (1) 介護関係施設では、要介護者が楽しく食事出来るよう、介護食等の工夫をし、高齢者の状態に応じた食事の提供や助言を行います。

[行 政]

■健康センター■

事 業 名	内 容
栄養改善連絡会	・滑川市栄養改善推進連絡会の栄養士のネットワークを機能させ、高齢者の状態に合わせた食事の提供を通じて食育が図られるよう、情報交換や学習会を開催し、資質向上に努めます。

■健康センター・福祉介護課・包括支援センター■

事 業 名	内 容
シルバー料理教室	・介護予防事業として「シルバー料理教室」を開催し、バランスのとれた食事や低栄養予防、食からの認知症予防、ロコモティブシンドローム予防についての講話や調理実習を行います。教室を通じて、よりよい食生活が営めるよう導き、食べる楽しみや生活の質が向上できるよう支援します。
健康栄養相談	・市民健康センターや包括支援センター等で健康や食生活、歯の健康管理などの健康相談を実施し、健康に対する意識を高めます。

■健康センター、農林課、商工水産課■

事 業 名	内 容
郷土料理の伝承	・伝統料理などの食文化を伝承するための世代間交流を進めます。



シルバー料理教室

2 食の安全・安心

(1) 滑川市の取り組み

食の安全安心は、私たちの食生活を支える最も重要な要素の一つです。

滑川市生涯いきいき食育推進計画においては、国や県と連携を図りつつ、以下のような考え方で、食の安全・安心に関わる取り組みを進めます。

◆食品の安全性や食に関する情報提供

消費者が食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深め、食を自らの判断で正しく選択するために必要な食に関する幅広い情報を提供します。

◆食に関する体験活動等の開催

食に関する理解を深め、不安を軽減することを目的に、市民が生産から消費に至るまでの食に関する体験活動に参加する機会を提供します。

◆地産地消の推進

生産者と消費者の信頼関係の構築と、「顔が見える」地場製品の消費を進めることで、食の安心につながるよう、地産地消を推進します。

(2) 県の取り組み

県では、食の安全性に関して、以下のような取り組みを実施しています。

◆食品の安全に関する情報や意見の交換の促進

- ・食品の安全に関するリスクコミュニケーションの実施
- ・ホームページによる情報の提供と意見や要望への対応
- ・食品の安全に関する正しい知識の普及啓発や相談の実施

◆安全な農林水産物の供給

- ・適正な農業生産活動の実施
- ・家畜伝染病等の発生予防とまん延防止
- ・衛生管理施設の改善

◆食品の安全確認体制の強化

- ・食品関係施設等の監視・指導
- ・食品の安全性に関する各種検査の実施

◆食品表示の適正化

- ・食品表示の普及啓発
- ・食品表示の監視・指導
- ・食品表示の効率化

(3) 国の取り組み

国では、食の安全安心に関して、以下のような取り組みを実施しています。

◆生涯を通じた国民の取り組みの提示

- ・国民のニーズや特性の分析・把握
- ・具体的な推進方法の検討と適切な情報提供

◆リスクコミュニケーションの充実

- ・食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの実施

◆食品の安全性や栄養等に関する情報提供

- ・食生活の改善に必要な情報の普及啓発
- ・様々な分野にわたるデータの総合的な情報収集や解析の推進
- ・農林漁業や食料の生産、流通、消費に関する統計調査の実施・公表

◆食品表示の適正化の推進

- ・食品の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択機会の確保
- ・立入検査等の執行業務の実施

◆食育や日本食・食文化の海外展開と海外調査の推進

- ・インターネット等による海外に対する食育推進の普及啓発
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を活用し、日本食や日本の食文化の海外展開を戦略的に推進

◆国際的な情報交換等

- ・食育に関する研究の推進と知見の相互活用
- ・国際的な連携・交流の促進

第5章 計画の推進方法

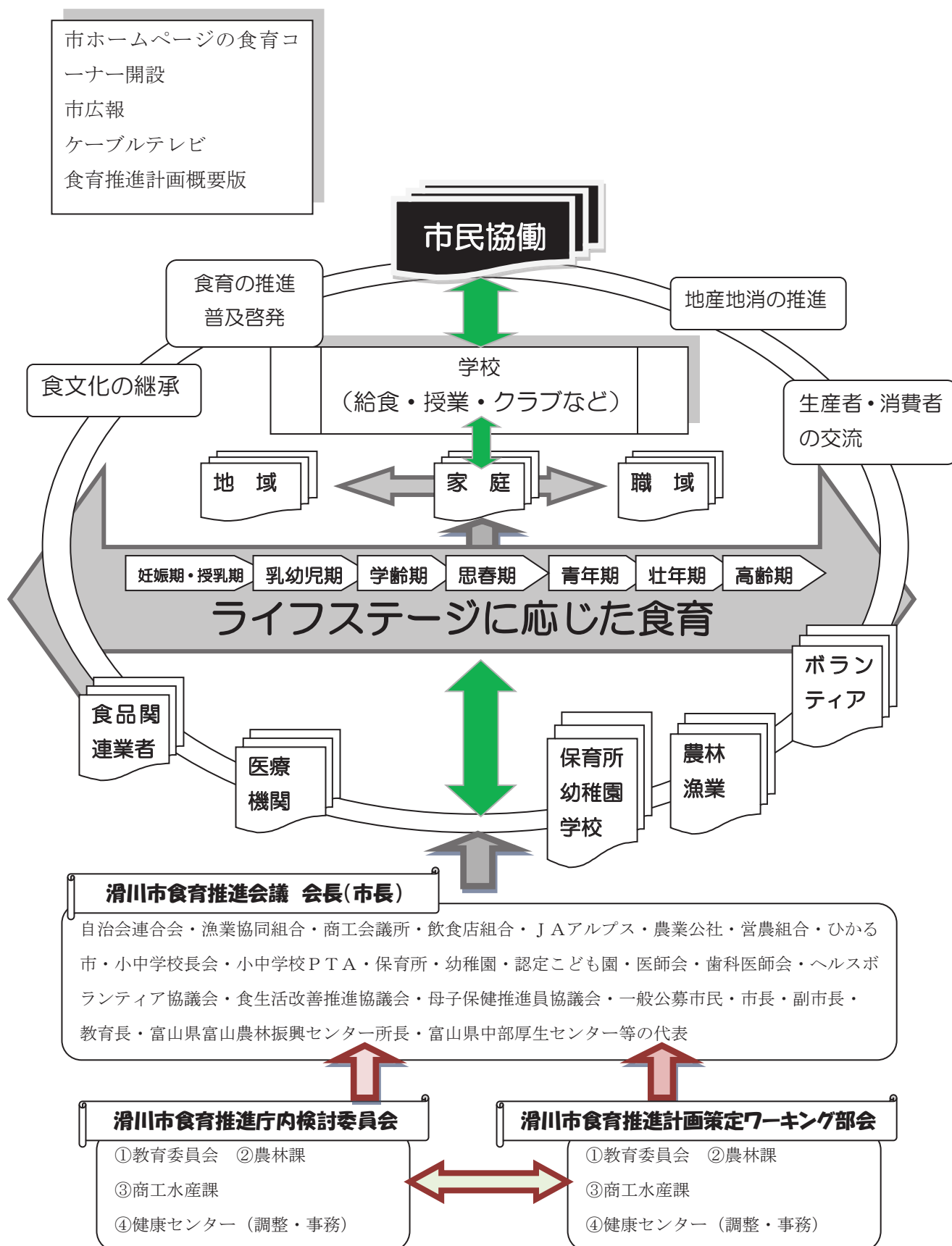
計画の進行管理・評価

計画の進捗状況の評価は、食育の目標の達成状況を客観的に把握・評価するために設けた「数値目標」を用いて行います。食育は保健、農林漁業、保育、学校教育、社会教育、生産者、民間事業者など、さまざまな分野が連携して取り組む必要があります。

庁内関係各課と関係団体が協働で、それぞれの役割を認識し、ネットワーク化を図るため、市民の代表を含む食育推進会議及び、庁内組織である食育推進庁内検討委員会及び、食育推進計画策定ワーキング部会を開催します。

食育に対する意識を高めるため、滑川市は富山県と同様に11月を「食育月間」とします。また、国が設定した6月の「食育月間」及び、毎月19日の「食育の日」を「共食の日」としても位置づけ、合わせて普及啓発に取り組み、食育を総合的に進めていきます。

滑川市食育推進計画のネットワーク化による食育普及啓発概要図



資 料 編

目 次

(資料1) 滑川市食育推進条例	.. 資 1
(資料2) 滑川市食育推進会議委員名簿	.. 資 6
滑川市食育推進庁内検討委員会名簿	.. 資 7
滑川市食育推進計画策定ワーキング部会名簿	.. 資 8
(資料3) 計画の策定経過	.. 資 9

資料1 滑川市食育推進条例

平成23年3月31日条例第3号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 食育推進計画(第7条)

第3章 基本的施策(第8条—第14条)

第4章 推進体制(第15条—第22条)

附則

近年、食生活をめぐる環境が大きく変化し、その影響が顕在化しており、栄養の偏りや不規則な食事などによる肥満や生活習慣病の増加、地域の伝統的な食文化の衰退、食の安全性への不安など様々な問題が生じている。

「食」は生きる根源であり、次世代を担う子どもたちが、豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。食育基本法では、食育は生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとして位置付け、特に子どもたちに対する食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培うための食習慣づくりに極めて大切であるとされている。

しかしながら、現代の子どもたちの食生活は、朝食の欠食や米を中心とした日本型食事の崩れ、簡便な食事をとる傾向が強まるなど多くの課題がある。

また、食習慣は、子どもたち自身の健康はもとより、親となり子どもを育てる立場になった場合にも、世代を超えて大きく関係するといわれている。

これらの実態を踏まえ、幼児期における食育活動に重点をおき、子どもたちへの食育の啓蒙普及を図ることにより、家庭における正しい食習慣へつなげ、広く市民に普及されるよう食育事業の推進を図ることが重要である。

このため、家庭、保育所、幼稚園、学校、職域、地域など「食」に関わるすべての関係者や団体が連携し、相互理解を深めながら、市民運動として展開していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）に基づき本市における食育の推進に関する基本理念や施策の基本的事項を定め、市と市民が一体となって食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、将来にわたり健

康でいきいきとした市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食育 知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を培い、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (2) 食 安全安心な食生活や食材の生産、製造、加工、流通、調理、廃棄に至るまでの広範な事象をいう。
- (3) 地産地消 地元で生産された農林水産物を地元で消費することをいう。
- (4) 事業者 次に掲げる者をいう。

ア 教育関係者等 (教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健に関する職務に従事する者並びにそれらの職務に関する関係機関及び関係団体をいう。)

イ 農林漁業者 (農林漁業者並びに農林漁業に関する関係機関及び関係団体をいう。)

ウ 食品関連事業者等 (食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。)

(基本理念)

第3条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資するよう、行わなければならない。

- 2 食育の推進に当たっては、市民の食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。
- 3 食育を推進するための活動は、市民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に応じた活動を行わなければならない。
- 4 食育は、家庭において食育が重要な役割を担っていることを認識するとともに、保育所幼稚園、学校等においても、積極的に子どもに対する食育推進のための活動に取り組むこととなるよう、行わなければならない。
- 5 食育は、市民があらゆる機会や場所を利用して、食料の生産から消費に至るまでの食について様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践するよう、行わなければならない。
- 6 食育は、日本の伝統的な食文化や地域の特性を生かした食生活に配慮するとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図りながら、地産地消を推進し、地域の活性化に資するよう、推進しなければならない。
- 7 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることから、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供が、食に関する知識と理解を深め、市民の適切な食生活の実践に資することを旨として、行わなければならない。

らない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、食育の推進に関する総合的な施策を策定し、国や県との連携を図りつつ、これを計画的に実施するよう努めなければならない。

2 市は、市民に対し食育の推進に関する施策の普及啓発を図り、理解を得るよう努めなければならない。

3 市は、食育の推進に当たっては、必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念を理解し、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域その他あらゆる分野において、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、市が実施する食育に関する施策について協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念を理解し、自主的かつ積極的に事業活動を通じた食の安全安心及び食育の推進に努めるとともに、市が実施する食育に関する施策について協力するよう努めるものとする。

第2章 食育推進計画

(食育推進計画)

第7条 第15条に定める滑川市食育推進会議は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、法第18条に基づき、食育推進計画を定めるものとする。

2 食育推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食育の推進に関する施策についての基本方針

(2) 食育の目標に関する事項

(3) 市民等が行う自発的な食育推進活動等の促進に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

第3章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第8条 市は、子どもたちが自ら体験できる料理教室や食を楽しむ機会を提供するなど、子どもたちが食育に対する関心や理解を深め、その発信源となり、家庭においても親子で実践できるよう必要な施策を講ずるものとする。また、妊産婦や乳幼児の発達段階に応じた栄養指導など適切な栄養に関する知識の普及、情報の提供等により正しい食習慣の確立がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、壮年期、高齢期の人たちが健康で長生きできるよう、年齢に応じた栄養指導や生活習慣病を予防するための料理教室などを通じ、家庭において正しい食習慣が実践さ

れるよう必要な施策を講ずるものとする。

- 3 市は、病後の人やその家族に対して、再発や二次障害を予防するため、病態に応じた食生活が家庭で行えるよう支援するものとする。

(保育所、幼稚園、学校等における食育の推進)

第9条 市は、保育所、幼稚園、学校等における効果的な食育の推進を図るため、食育に関する指導体制や指導内容を充実させ、学校給食等においてその活用がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。また、教育の一環として、食料の生産から消費に至るまでの様々な体験活動を積極的に行う施策を講ずるものとする。

- 2 市は、小学校、中学校の各教科で食育を学べるよう支援するものとする。

(地域、職域等における食育の推進)

第10条 市は、地域や職場において食生活の改善を促進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、食育の知識を有するボランティアの養成及び育成を行ない、関係機関等との連携による食育の普及や啓発活動の推進がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進)

第11条 市は、生産者と消費者との交流の促進により、両者の信頼関係が構築するよう支援し、消費者が生産者に対する感謝の念や理解を深めつつ、調和のとれた食料の生産や消費が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第12条 市は、市内で生産された安心かつ安全な農林水産物が学校給食に利用されるよう推進するとともに、市民にも積極的に消費されるよう農林水産物の生産力向上を図るなど必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための支援)

第13条 市は、地域の特色ある伝統的な食文化の継承を推進し、これらの食文化が引き継がれるよう必要な施策を講ずるものとする。

(食育の推進に関する普及啓発)

第14条 市は、効果的な食育の推進を図るため、関係者相互の意見交換等により、食育の普及啓発に努めるものとする。

第4章 推進体制

(推進会議)

第15条 市は、法第33条第1項の規定に基づき、滑川市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第16条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市の食育推進計画を策定し、その実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、関連する施

策の実施を推進すること。

(組織)

第 17 条 推進会議は、会長及び委員 25 人以内をもって組織する。

(会長)

第 18 条 会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第 19 条 委員は、学識経験を有する者及び市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 20 条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 21 条 推進会議の庶務は、市民健康センターにおいて処理する。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料2 滑川市食育推進会議委員名簿

平成27年度

	組 織	所属・役職	氏 名
1	関係機関・団体	滑川市自治会連合会副会長 (保健衛生担当代表)	民谷 文夫
2		滑川漁業協同組合参事	倉本 肇
3		滑川商工会議所専務理事	森 忠雄
4		滑川市飲食店組合代表	高橋 明美
5		J Aアルプス生活福祉センター所長	石原 美智子
6		滑川市農業公社事務局長	穴口 重治
7		滑川市営農組合連絡協議会長	山本 文敏
8		滑川ひかる市運営協議会長	岡本 清信
9		J Aアルプス女性部滑川地区部長	稲垣 保子
10	教育（保育） 関係	滑川市小学校長会長	山岸 均
11		滑川市中学校長会長	久保 元
12		滑川市小中学校PTA連合会長	守内 亮人
13		滑川市幼稚園代表（同朋幼稚園長）	蜷川 徳子
14		滑川市保育士会長	下田 友代
15	医療機関	滑川市医師会代表	車谷 亮
16		滑川市歯科医師会長	野吾 昌宏
17	ボランティア 団体	滑川市ヘルスボランティア協議会長	藤田 昌子
18		滑川市食生活改善推進協議会長	久保 禎子
19		滑川市母子保健推進員協議会長	大浦 邦子
20	一般公募	公募委員	杉本 英知子
21		公募委員	飛 恵子
22	市役所	市長（滑川市食育推進会議会長）	上田 昌孝
23		副市長	石川 忠志
24		教育長	伊東 眞
25	参与	富山県富山農林振興センター所長	島田 俊弘
26		富山県中部厚生センター所長	垣内 孝子

滑川市食育推進庁内検討委員会名簿（H 2 7 年度）

	組 織	所 属 ・ 役 職	氏 名
1	市役所関係	副市長	石川 忠志
2		産業民生部長	碓井 善仁
3		市民課長	濱松 秀子
4		農林課長	片口 和人
5		商工水産課長	網谷 卓朗
6	教育委員会 関係	次長	嶋川 渡
7		学務課長	上島 陽一郎
8		生涯学習課長	妻木 朋子（H27.4～9月） （兼）嶋川 渡（H27.10月～）
9		子ども課長	砂田 志賀子
10		教育センター所長	松井 美之
11		学校給食調理場長	下野 宏一
12		学校給食調理場（栄養教諭）	浜谷 美智代
13	事務局	市民健康センター所長	結城 幹子
14		〃 副主幹	応矢 美智代
15		〃 管理栄養士	飯坂 浩美

滑川市食育推進計画策定ワーキング部会名簿（H27年度）

	組 織	所属・役職	氏 名
1	公募市民	公募委員	杉本 英知子
2		公募委員	飛 恵子
3	市役所関係	農林課主査	香川 由佳
4		商工水産課副主幹	脇坂 勇児
5	教育委員会	教育センター所長	松井 美之
6		生涯学習課主事	当銘 志穂美
7		学校給食調理場（栄養教諭）	浜谷 美智代
8		〃（調 理 員）	高山 牧子
9		児童館長	山本 真由美
10		子育て支援センター所長	膳亀 典子
11		子ども課主事	尾田 起一
12		保育所調理員代表（あずま保育所）	福田 弘美
13	事務局	市民健康センター所長	結城 幹子
14		〃 副主幹	応矢 美智代
15		〃 管理栄養士	飯坂 浩美

資料3 計画の策定経過

年月日	実 施 会 合 等	内 容
平成27年 5月28日	第1回滑川市食育推進庁内検討委員会	・ 庁内食育関係部署の事業把握
7月 7日	第1回第2次滑川市食育推進計画策定ワーキング部会	・ 実態把握結果について ・ 実態把握結果からの課題抽出と検討
8月10日	第2回第2次滑川市食育推進計画策定ワーキング部会	・ 実態把握結果に基づく各所属での取り組みの方向性と事業案の検討
9月16日	第2回滑川市食育推進庁内検討委員会	・ 実態把握結果について ・ 第1次滑川市生涯いきいき食育推進計画の評価と課題について ・ 第2次滑川市生涯いきいき食育推進計画の取り組みと方向性について
9月30日	第1回滑川市食育推進会議	・ 実態把握結果からの課題抽出とその対策検討 ・ 第2次滑川市生涯いきいき食育推進計画策定の方向性と骨子案について
12月～ 平成28年1月	食育関係部署の素案の提出、相互に連絡しながら事務局で調整し、第2次滑川市生涯いきいき食育推進計画素案作成	・ 実態把握からの課題と対策についての検討
1月20日	第3回第2次滑川市食育推進計画策定ワーキング部会	・ 第2次滑川市生涯いきいき食育推進計画素案について
1月25日	第3回滑川市食育推進庁内検討委員会	
2月4日	第2回滑川市食育推進会議	・ 第2次滑川市生涯いきいき食育推進計画素案について協議 ・ 計画案数値目標について

年月日	実 施 会 合 等	内 容
2月5日～	素案の最終調整	
2月22日～ 3月22日	パブリックコメント実施	滑川市ホームページへの掲載 市役所、市民健康センター 各地区公民館 意見提出 0件
6月	滑川市食育推進計画公表	滑川市食育推進会議委員、 食育関係団体、関係機関等に 配布
6月	市広報6月号に第2次滑川市生涯いきいき食育推進計画概要版掲載	市内全戸配布

滑川市生涯いきいき食育推進計画

(平成28年6月)

作成・発行

滑川市食育推進会議

事務局

滑川市産業民生部市民課滑川市民健康センター

〒 936-0056 富山県滑川市田中新町 127番地

TEL (076) 475-8011